

(案)

第3期 江別市
子ども・子育て
支援事業計画

【子どもが主役、
子どもしあわせのまち・えべつ】

江 別 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	1
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 こども計画への移行	4
第2章 子どもたちを取り巻く現況	5
1 人口・世帯等	5
2 江別市の子育て環境の現況	11
3 計画策定に向けた課題	19
第3章 子ども・子育てビジョン	22
1 基本理念	22
2 基本姿勢と基本目標	23
3 施策の体系	26
第4章 総合的な施策の展開	27
基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり	27
基本目標2 「安心して子どもを産み育てる」まちづくり	32
基本目標3 「子育てを地域で応援する」まちづくり	39
第5章 量の見込みと提供体制	44
1 教育・保育の提供区域	44
2 将来の子ども人口	45
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	48
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	50
第6章 計画の推進体制	59
1 計画の推進及び推進状況の把握	59
2 関係機関との連携の強化	60
3 計画に基づく措置の実施状況の公表	60
資料	61
1 江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	62
2 江別市子どもの生活実態調査・ヤングケアラー調査	80
3 江別市子ども・子育て会議	83
4 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）市民意見募集結果について	88
5 用語説明	90

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国の子どもや家庭を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化の進行、地域での人間関係の希薄化、児童虐待の顕在化、不登校児童やいじめの増加、ヤングケアラーの増加、経済的に困難な状況にある世帯における子どもの貧困など、大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、国においては、令和5年4月にすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」を施行しました。また、同日にこども基本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が創設されています。

令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的かつ一体的に推進するため、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

このような状況を踏まえ、「第3期江別市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、近年の社会情勢や国の動向、こども大綱で掲げるこども・若者の権利や意見の尊重、江別市の子どもを取り巻く現状、「江別市子どもが主役のまち宣言」との整合を十分に図った上で策定いたします。また、本計画は、令和6年度が最終年度となる「第2期江別市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）の進捗状況等を検証し、江別市の子どもたちが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育て、仕事と子育ての両立ができる社会を実現するため、策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

（1）法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」、こども大綱で掲げるこども施策に関する基本的な方針を十分に勘案し、その内容を踏まえた計画とします。

こども大綱で掲げるこども施策に関する基本的な方針

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現する。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、地方公共団体等との連携を重視する。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」として位置づけます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

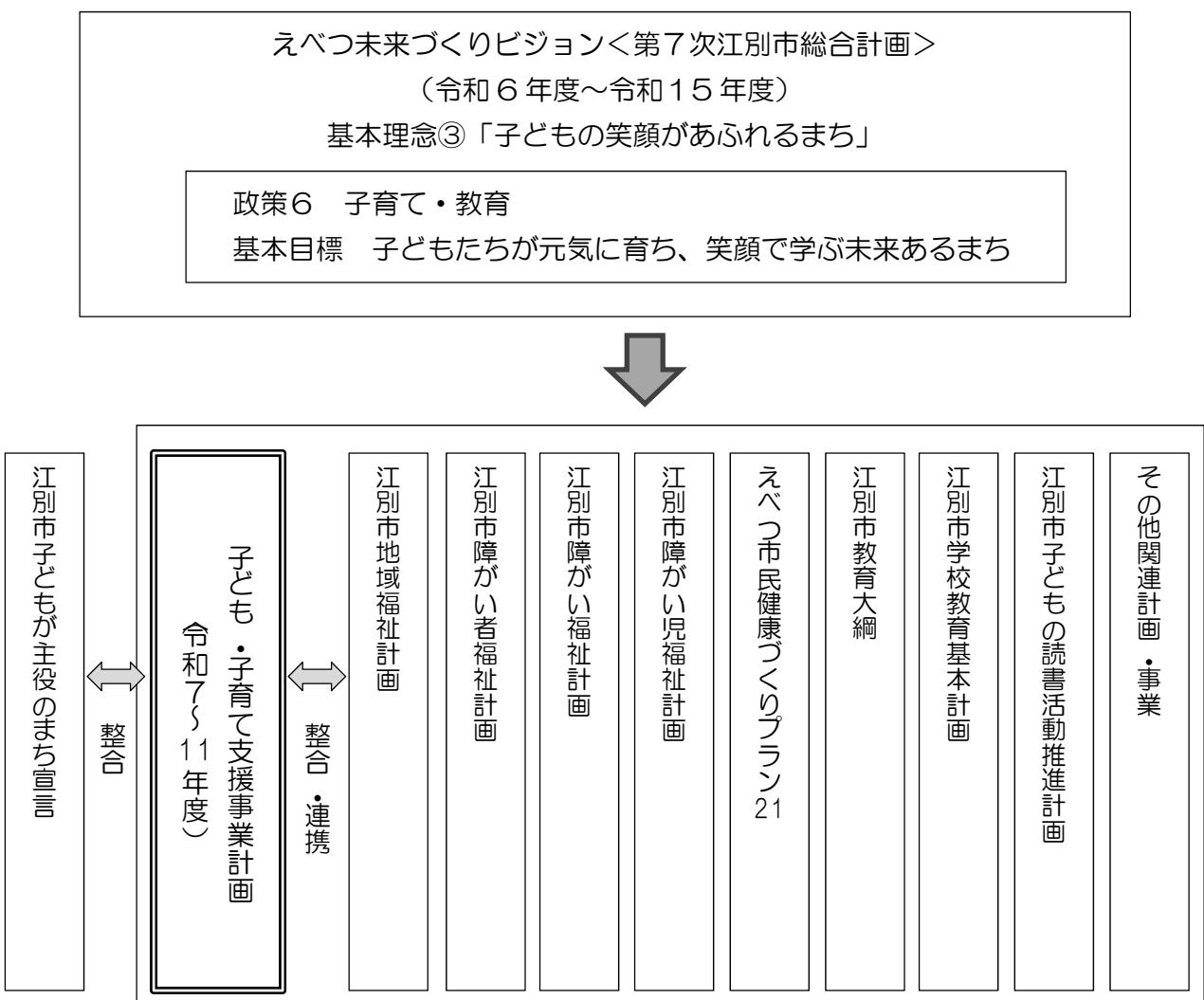
第9条～略～

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2) 江別市計画体系等における位置づけ

江別市では、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン＜第7次江別市総合計画＞」において、5つの基本理念の1つに「子どもの笑顔があふれるまち」を掲げています。

本計画は、その基本理念の実現を図るための子ども・子育て分野における個別計画として位置づけるとともに、福祉分野の基本計画である「江別市地域福祉計画」やその他の個別計画、「江別市子どもが主役のまち宣言」等と整合・連携を図り策定するものです。



3 計画の期間

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----

江別市次世代育成
支援行動計画
[後期計画]

第1期江別市子ども・
子育て支援事業計画
(平成27~31年度)

第2期江別市子ども・
子育て支援事業計画
(令和2~6年度)

第3期江別市子ども・
子育て支援事業計画
(令和7~11年度)

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、中間年（令和9年度）に実績等を勘案し、見直しが必要と認められる場合に中間見直しを行うほか、計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により、見直しの必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

4 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、若者、地域、企業（事業所）、行政、子ども・子育てに関わるすべての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において、子どもは概ね18歳までとしますが、こども基本法の定義を踏まえ、年齢にかかわらず、心身の発達の過程にある者を広く視野に入れることとします。

こども基本法

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

5 こども計画への移行

こども基本法第10条に基づき市町村こども計画の策定が努力義務とされました。

市町村こども計画は本計画と一体として作成できるため、本計画を生かしながら見直しを行い、市としてのこども計画の策定を進めます。

また、市町村こども計画の策定にあたっては、こども大綱と都道府県こども計画を勘案することとされており、現在、策定に向け検討が進められている北海道こども計画の動向を注視しながら、その内容を踏まえた計画とします。

第2章 子どもたちを取り巻く現況

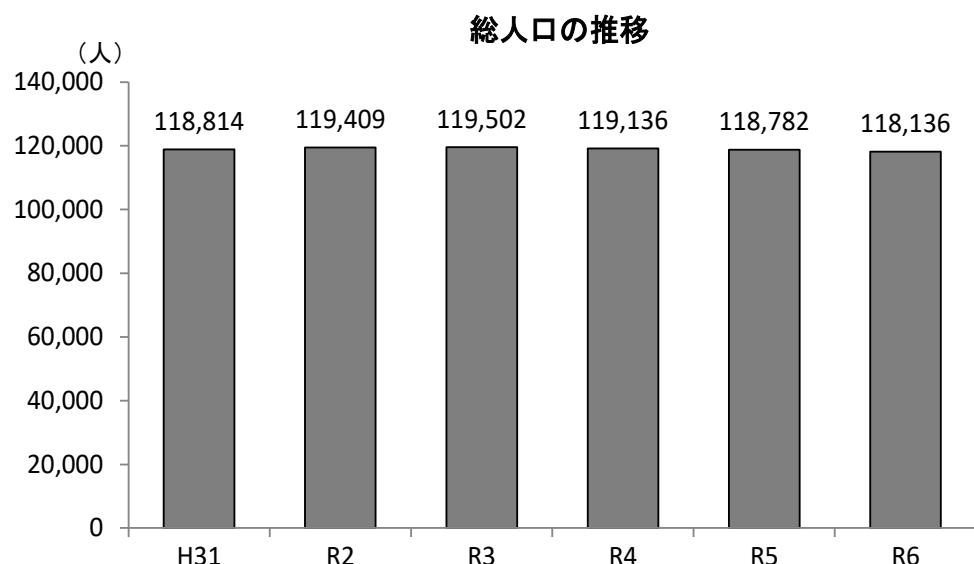
1 人口・世帯等

(1) 総人口と子ども人口

江別市の総人口は微増が続いていましたが、令和4年に減少に転じました。

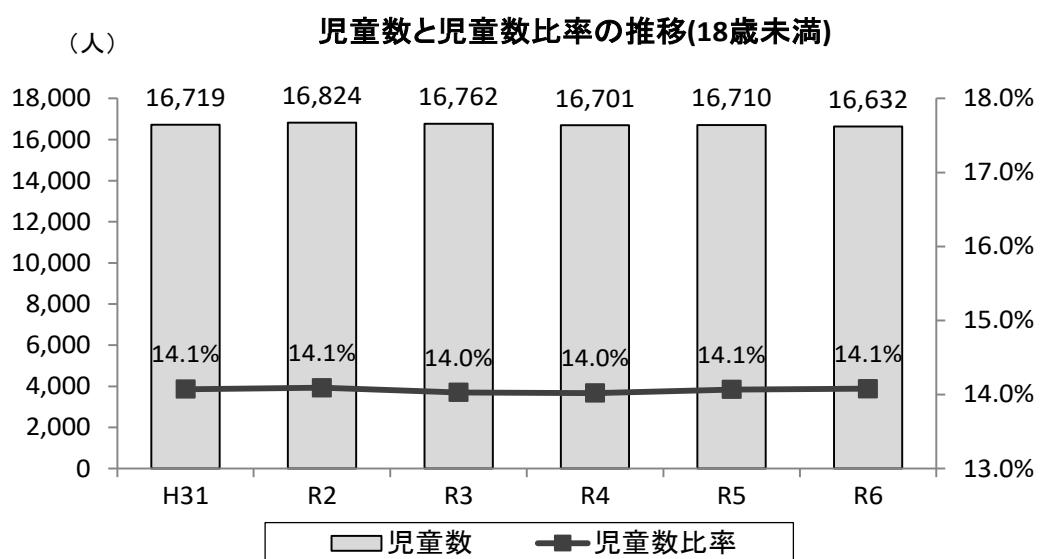
子ども人口（18歳未満）は、平成31年の16,719人から、令和6年には16,632人と5年間で87人減少していますが、小学校低学年及び高学年は平成31年以降、毎年増加しています。

総人口に占める子どもの人口比率は、平成31年の14.1%から横ばい傾向で推移し、令和6年においても同比率の14.1%となっています。



※住民基本台帳（外国人を含む）

※各年4月1日現在



※住民基本台帳（外国人を含む）

※各年4月1日現在

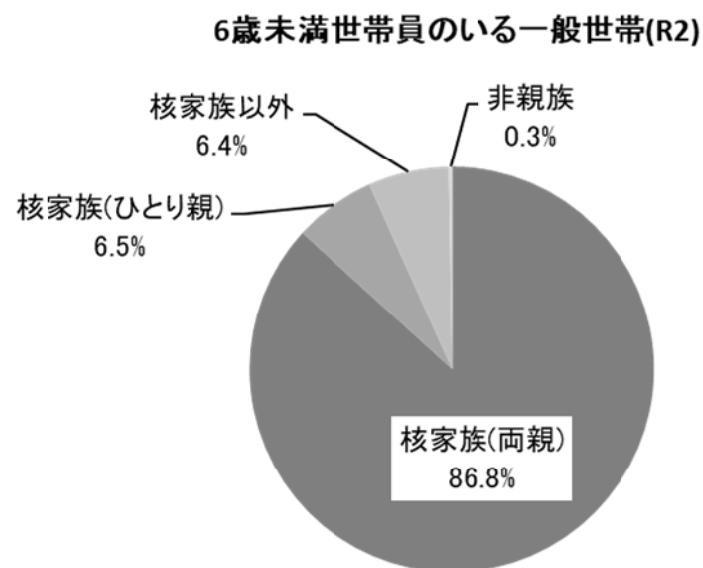
	現　況					
	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	16,719	16,824	16,762	16,701	16,710	16,632
0歳	626	646	660	666	653	587
1歳	737	727	719	746	747	732
2歳	780	836	774	765	797	802
3歳	828	839	887	819	792	838
4歳	840	883	877	909	852	806
5歳	894	885	903	920	944	874
6歳	908	957	919	929	945	963
7歳	927	930	972	953	957	961
8歳	962	953	952	997	977	963
9歳	916	991	986	956	1,008	989
10歳	975	931	1,009	991	976	1,017
11歳	948	991	940	1,023	1,002	986
12歳	1,045	956	1,006	945	1,026	1,011
13歳	969	1,052	955	1,013	949	1,029
14歳	1,013	977	1,055	957	1,013	955
15歳	1,079	1,023	989	1,067	968	1,030
16歳	1,141	1,102	1,056	991	1,109	979
17歳	1,131	1,145	1,103	1,054	995	1,110
就学前	4,705	4,816	4,820	4,825	4,785	4,639
小学生	5,636	5,753	5,778	5,849	5,865	5,879
低学年	2,797	2,840	2,843	2,879	2,879	2,887
高学年	2,839	2,913	2,935	2,970	2,986	2,992
中学生	3,027	2,985	3,016	2,915	2,988	2,995
高校生	3,351	3,270	3,148	3,112	3,072	3,119
子どもの数の 対人口比	14.1%	14.1%	14.0%	14.0%	14.1%	14.1%

※住民基本台帳（外国人を含む）

※各年4月1日現在

(2) 世帯構造

江別市の一般世帯 53,869 世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は 3,638 世帯であり、そのうち 86.8% が核家族世帯（両親）、6.5% が核家族世帯（ひとり親）、6.4% が核家族以外、0.3% が非親族として暮らしています。



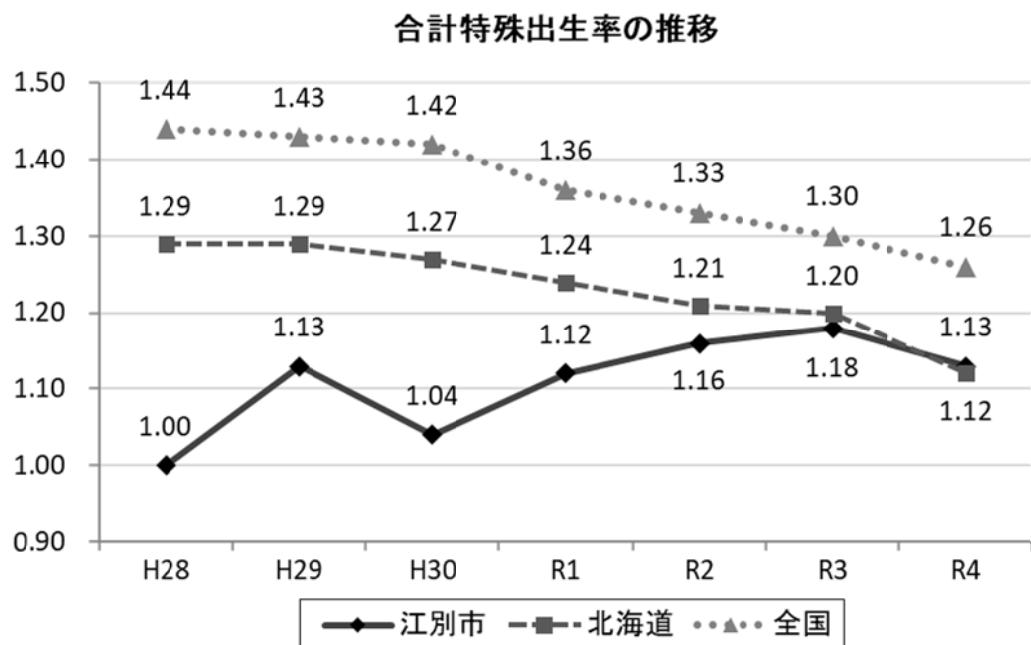
※令和2年国勢調査

(3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを推計したものです。

江別市の合計特殊出生率は、全国や北海道と比べて低い水準が続いています。直近7年間では、最も高い値でも令和3年度の1.18人となっており、人口が長期的に維持される水準の合計特殊出生率（2.07人）を大幅に下回っています。

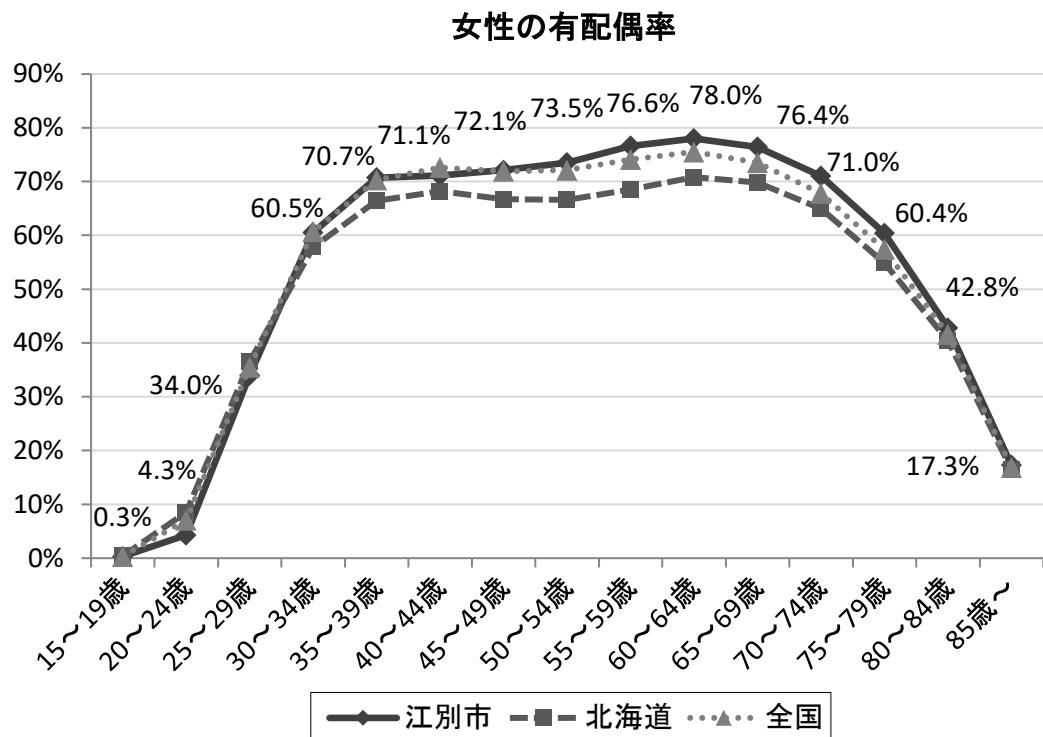
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
江別市	1.00	1.13	1.04	1.12	1.16	1.18	1.13
北海道	1.29	1.29	1.27	1.24	1.21	1.20	1.12
全国	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26



(4) 女性の有配偶率

令和2年の女性の有配偶率（配偶者のいる比率）をみると、江別市は概ね20代までは全国や北海道と比較して低い水準となっていますが、30歳以降は全国と同程度か上回っていることから、晩婚化の傾向にあるといえます。

晩婚化が進むことは、晩産化が進むことであり、結果として少子化を招く要因になっていると考えられます。



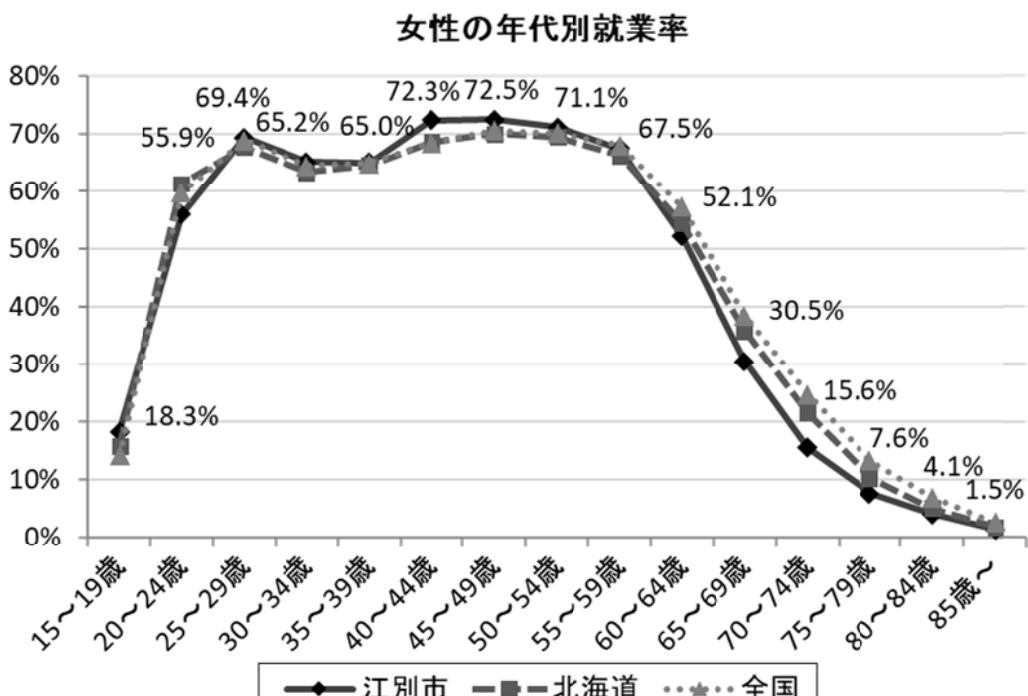
※令和2年国勢調査

(5) 女性の就業率

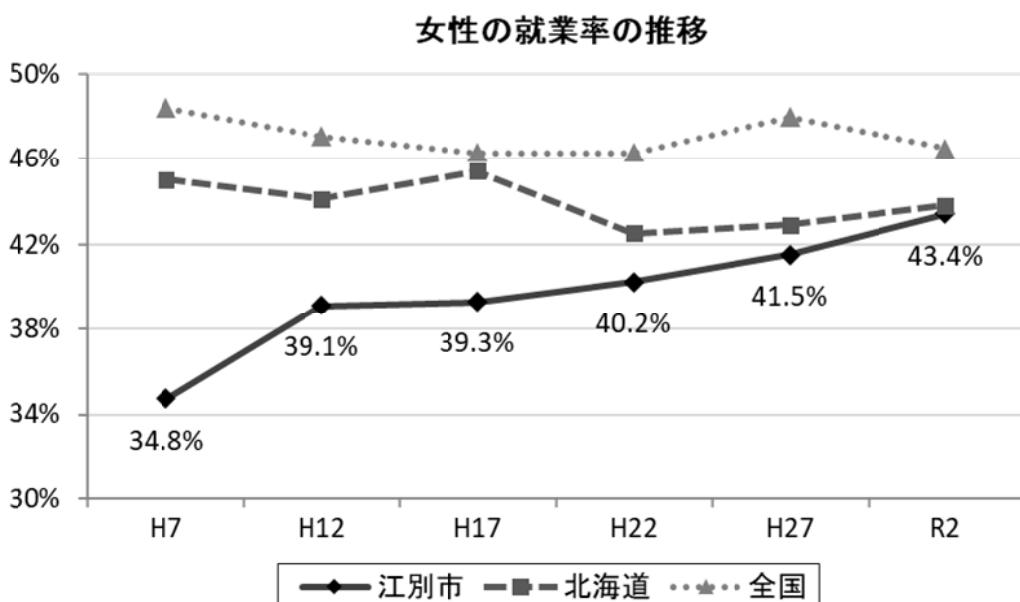
令和2年における女性の年代別就業率をみると、江別市では20~24歳と60歳以降が全国や北海道と比較して低い水準となっていますが、それ以外の年齢区分では全国と同程度か上回っています。

また、25~29歳の区分以降に就業率が下がり、その後上昇するM字カーブは、全国と同様に底が浅くなっています。結婚や出産を契機に離職する女性が徐々に減少していると考えられます。

女性の就業率の推移をみると、全国や北海道との比較では低水準ですが、平成7年から増加を続け、令和2年には北海道と同水準となっています。



※令和2年国勢調査



※令和2年国勢調査

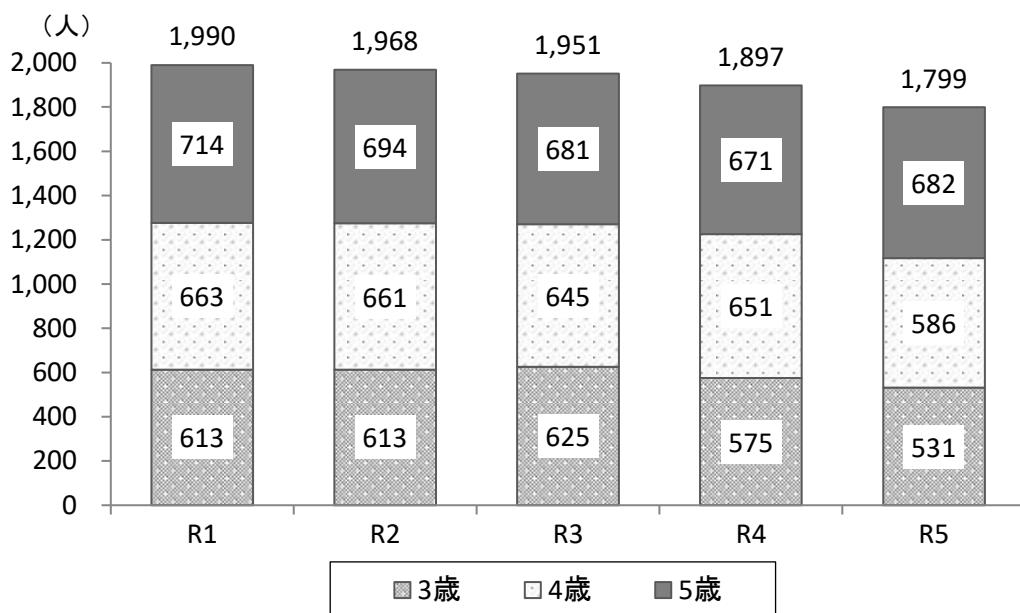
2 江別市の子育て環境の現況

(1) 教育・保育の状況

① 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の状況

市内には、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園が15園あり、令和5年度の在園者数は、1,799人となっています。

幼稚園及び幼保連携型認定こども園の入園児数の推移



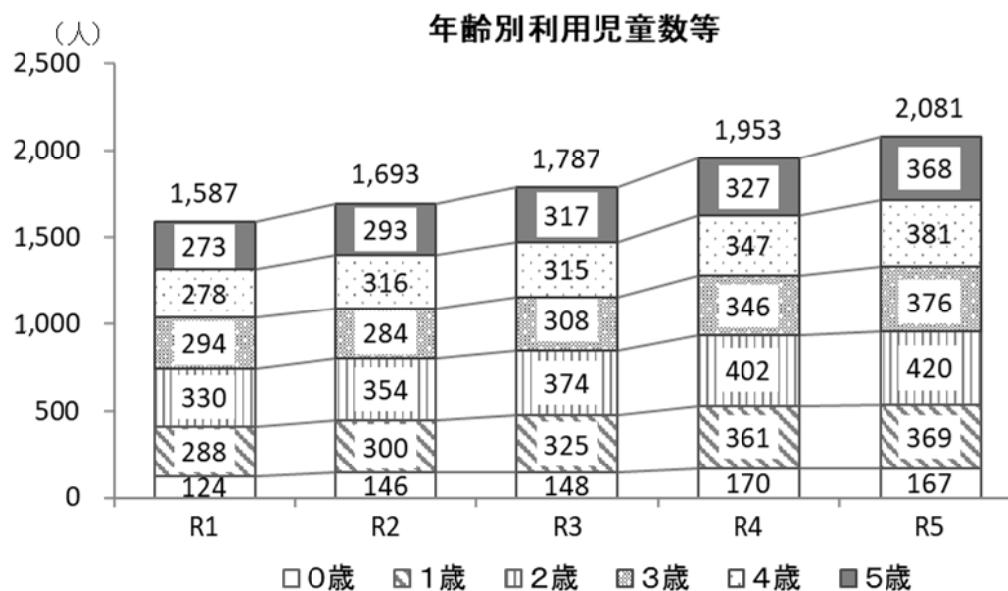
※各年5月1日現在

	R1	R2	R3	R4	R5
幼稚園数	7	6	6	6	5
認定こども園数	8	9	9	9	10
学級数	77	76	78	78	80
在園者数 (人)	3歳	613	613	625	575
	4歳	663	661	645	651
	5歳	714	694	681	682
	計	1,990	1,968	1,951	1,897

※各年5月1日現在

② 保育施設の状況

市内には、認定こども園を含む保育施設が37か所あります。利用児童数は、年々増加を続けており、令和5年4月1日の利用児童数は2,081人となっています。



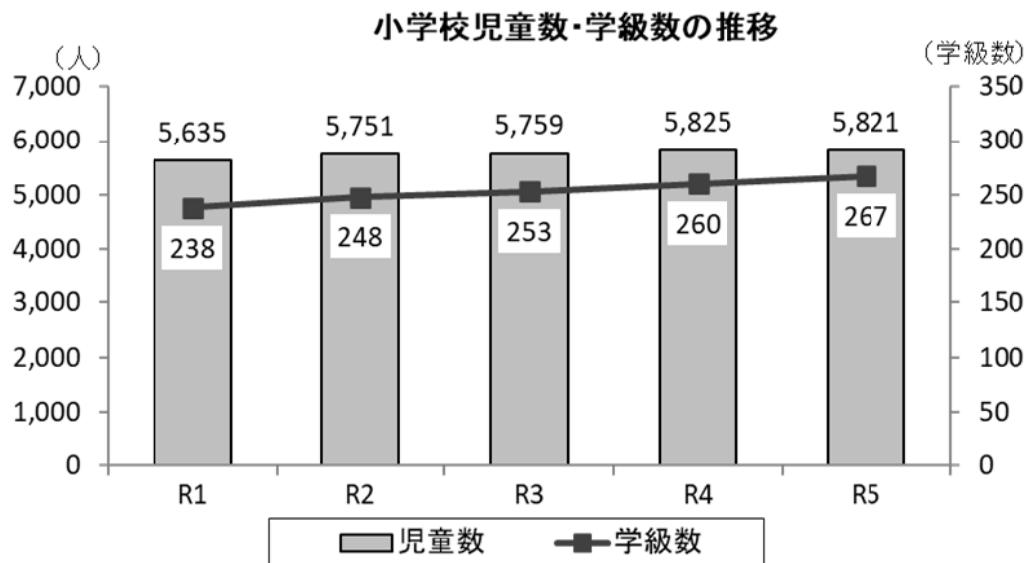
※各年4月1日現在

	R1	R2	R3	R4	R5
保育施設数(か所)	公立	3	3	3	3
	民間	24	25	29	34
	計	27	28	32	37
保育施設定員数(人)	公立	360	360	360	360
	民間	1,262	1,310	1,432	1,740
	計	1,622	1,670	1,792	2,100
利用児童数(人)	公立	370	374	370	356
	民間	1,217	1,319	1,417	1,582
	計	1,587	1,693	1,787	2,081

※各年4月1日現在

③ 小学校

市内には、小学校が 17 校あります。在校児童数は、令和 5 年度が 5,821 人で、令和元年度と比較して 186 人（3.3%）増加しています。



※各年5月1日現在

	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	17	17	17	17	17
学級数	238	248	253	260	267
うち特別支援 学級数	49	53	57	58	61
児童数 (人)	1年 908	959	925	931	945
	2年 926	928	972	947	946
	3年 962	949	940	995	969
	4年 915	991	981	948	1,006
	5年 982	932	1,007	985	962
	6年 942	992	934	1,019	993
	計 5,635	5,751	5,759	5,825	5,821

※各年5月1日現在

小学校別の児童数をみると、令和元年からの4年間で、児童数が増加しているのは、江別第二小学校、江別太小学校、野幌小学校、東野幌小学校、中央小学校、大麻泉小学校、野幌若葉小学校、文京台小学校、いずみ野小学校の9校となっています。その他の小学校は減少しています。

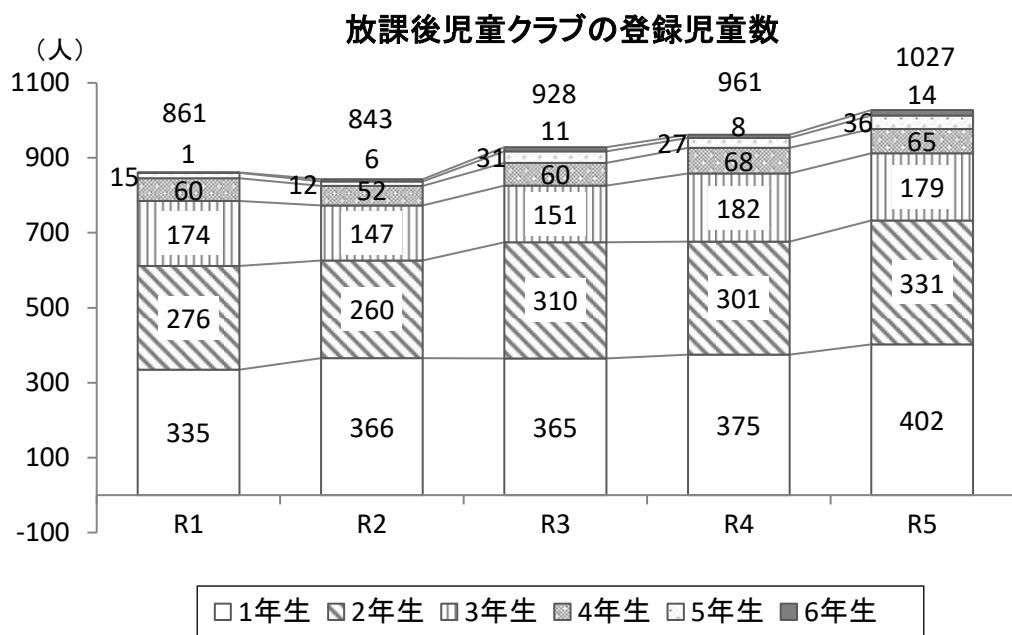
小学校別児童数

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R1～R5 増加率
江別第一小学校	452	455	449	435	433	-4.2%
江別第二小学校	560	577	593	610	587	4.8%
豊幌小学校	108	108	98	87	90	-16.7%
江別太小学校	427	433	442	443	446	4.4%
大麻小学校	339	344	329	337	325	-4.1%
対雁小学校	644	634	625	626	604	-6.2%
野幌小学校	76	81	87	92	90	18.4%
東野幌小学校	409	439	458	481	506	23.7%
大麻東小学校	339	350	347	335	335	-1.2%
大麻西小学校	301	298	296	285	275	-8.6%
中央小学校	399	415	421	434	416	4.3%
大麻泉小学校	230	237	254	284	303	31.7%
野幌若葉小学校	331	376	381	397	418	26.3%
北光小学校	26	26	21	19	21	-19.2%
文京台小学校	169	192	201	209	223	32.0%
いずみ野小学校	156	145	158	173	189	21.2%
上江別小学校	669	641	599	578	560	-16.3%
計	5,635	5,751	5,759	5,825	5,821	3.3%

※各年5月1日現在

(2) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、小学生のうち保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図ることを目的として運営されており、令和5年度現在、市内に25か所あります。令和5年5月1日現在での登録児童は、低学年を中心に1,027人となっています。



※各年5月1日現在

区分	R1	R2	R3	R4	R5
実施箇所数(か所)	21	21	23	24	25
定員数(人)	776	785	861	919	959
1年生	335	366	365	375	402
うち障がい児	1	3	7	5	7
2年生	276	260	310	301	331
うち障がい児	2	1	2	5	5
3年生	174	147	151	182	179
うち障がい児	2	2	2	1	5
4年生	60	52	60	68	65
うち障がい児	0	0	3	1	0
5年生	15	12	31	27	36
うち障がい児	2	1	0	3	1
6年生	1	6	11	8	14
うち障がい児	0	1	1	0	1
計	861	843	928	961	1,027
うち障がい児	7	8	15	15	19

※各年5月1日現在

(3) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭をサポートする「地域子育て支援拠点」は、令和5年4月現在、市内に8か所設置されています。乳幼児を連れて気軽に立ち寄れる場所の提供のほか、育児相談、各種イベントなど、子育てに関する様々な活動を行っています。

名 称	R1	R2	R3	R4	R5
すくすく	9,019	6,880	5,284	7,416	8,355
ぽろっこ	4,913	3,490	2,621	3,620	4,008
もりのこ	4,859	4,579	2,472	5,511	5,474
ゆうあい	4,458	1,769	2,354	2,403	2,932
わかば	4,868	3,196	1,660	2,934	4,246
どんぐり	3,604	3,947	2,261	2,558	2,705
まんまカフェ	1,450	1,100	805	894	1,362
ぼこ あ ぼこ	73,931	33,756	37,515	67,504	87,675
計	107,102	58,717	54,972	92,840	116,757

※各年度延べ利用者数（人）

(4) 預かり保育・一時預かり事業

幼稚園等では、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施しており、保育園等では、保護者の平均週3日程度の就労や傷病などの理由により、家庭で乳幼児を保育できない場合、緊急・一時的に保育園その他の場所で乳幼児の一時預かりを実施しています。

○預かり保育（幼稚園等における在園児の預かり）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	64,429	80,995	83,940	87,575	82,986

○一時預かり（保育園・子育てひろばにおける在園児以外の預かり）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	7,714	7,800	5,049	4,760	5,009
登録児童数(人)	251	186	209	181	145
定員数(人)	100	100	100	110	110
実施箇所数(カ所)	10	10	10	11	11

(5) 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化等に伴い、通常の保育時間を超えて保育を必要とする在園児に対し、時間を延長し保育を提供する事業です。

区分	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	23,766	21,876	21,300	26,474	29,514
登録児童数(人)	993	996	1,116	1,270	1,417
実施箇所数(か所)	22	25	30	37	37

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気の治療中又は回復期にある子どもが通園・通学が困難な場合に、仕事などで子どもの保育ができない保護者に代わって、一時的に子どもを預かる事業です。

区分	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	1,306	325	912	836	1,731
登録児童数(人)	417	343	406	452	662
定員数(人)	15	24	24	24	24
実施箇所数(か所)	1	2	2	2	2

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、子どもを養育している保護者が、社会的理由（病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤及び学校などの公的行事への参加）により、一時的に家庭において子どもを養育できなくなった場合に、子どもを短期間児童養護施設で預かる事業です。

区分	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	7	0	6	22	17
実施箇所数(か所)	2	2	2	2	4

(8) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育てを手助けしてほしい人（依頼会員）と子育てをお手伝いできる人（提供会員）それぞれが会員登録し、地域で子育てを応援する事業です。

区分	R1	R2	R3	R4	R5
協力会員数(人)	127	126	92	86	89
依頼会員数(人)	404	407	397	393	387
両方会員数(人)	18	18	15	9	9
活動件数(件)	900	593	399	808	631

(9) 緊急サポートネットワーク事業

緊急サポートネットワーク事業は、子どもの病気や残業、出張など、臨時的・突発的に子どもを預ける必要が生じた場合に、地域の提供会員が子どもの預かり（宿泊を伴う預かりを含む）を行う事業です。

区分	R1	R2	R3	R4	R5
協力会員数(人)	49	43	41	44	53
依頼会員数(人)	231	237	240	237	240
両方会員数(人)	1	1	1	2	2
活動件数(件)	11	25	11	34	39

(10) 児童センター

児童センターは、児童生徒が自由に来館し、スポーツや読書などの自由な活動を通じて仲間づくりをするなど、子どもの健全育成を目的とする施設です。

区分	R1	R2	R3	R4	R5
1日平均利用者(人)	124.7	86.7	110.9	88.7	103.3
施設数(か所)	7	7	7	7	7

3 計画策定に向けた課題

課題1 共働き家庭の増加に対応した教育・保育の提供

- ・令和5年に実施した江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）からは、平日の定期的な教育・保育の利用状況として、前回調査時（H30）と比較して、利用者が増加している状況にあります。
- ・また、教育・保育を利用している理由としては、就労しているためとの回答が最も多く、前回調査時と比較して増加しています。
- ・ニーズ調査では、就学前の子どもの母親は約7割が就労しており、前回調査時（H30）よりも働く母親が増えています。また、未就労の母親のうち、8割以上が今後就労したいと回答しており、保育ニーズは今後も高まることが見込まれます。
- ・保育の利用定員数を増やす取組として、施設の新設などを行い、受け入れ枠を広げてきたことで、令和4年と令和5年の2か年は待機児童がゼロとなっていますが、希望する施設に空きがなく入所をあきらめる潜在的待機児童は増えています。
- ・そのため、保育の提供体制の確保を引き続き図るとともに、利用者のニーズや希望を把握し、子育て支援事業につなげる仕組が必要となります。

課題2 多様化する保育ニーズ

- ・ニーズ調査からは、土曜日や日曜日・祝日における教育・保育の利用希望もみられ、その理由の多くは仕事のためとなっている一方、平日に済ませられない用事を済ませるためや息抜きのためといった理由も前回調査時より増え、多様な理由により利用できる保育サービスの提供が望まれています。
- ・教育・保育事業の利用者のうち、就学前の子どもの病児・病後児保育施設の利用希望は約4割、一時預かり等の不定期の教育・保育の利用希望は約5割となっており、病児・病後児保育事業や一時預かり事業の利用意向は高くなっています。
- ・今後もライフスタイルの多様化や働き方改革が進む中で、これまで以上に保護者のニーズが多様化していくことから、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、ニーズに対応した体制の検討や、多様な保育サービスの充実を図ることが求められます。

課題3 妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援の強化と児童虐待防止

- ・児童虐待防止対策を含む児童福祉法等の一部を改正する法律が、令和6年4月に施行されるなど、児童虐待防止に向けた体制強化が求められています。
- ・地域のつながりの希薄化や核家族化の進行といった状況は、子育てについて相談できる相手が少なくなり、母親や子どもの孤立感が高まり、育児放棄をはじめとする児童虐待等の要因となる可能性があります。
- ・ニーズ調査からは、子育てについて気軽に相談できる相手がない人や、子どもをみてもらえる人がいない人が少數ながらみられ、また、地域の子育て相談や家庭児童相談等の認知度は低い状況にあります。
- ・そのため、これまで以上に母子保健と児童福祉の機能が連携して、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない相談支援を行うことが求められます。
- ・また、公園等の遊び場や子ども向けイベントの情報、子ども連れて行きやすい飲食店情報といった子育てに関する情報を望む声が多く、今後もきめ細やかな情報提供が求められます。

課題4 子どもの居場所づくり

- ・共働き家庭の増加に伴い、放課後児童クラブの登録児童数の増加が続いています。
- ・ニーズ調査からは、就学後の放課後児童クラブの利用意向は、低学年では約6割、高学年では約3割となっており、実際に低学年の居場所として放課後児童クラブを利用しているとの回答が約3割となっています。
- ・今後も放課後児童クラブの利用希望者の増加が見込まれることから、新規クラブの開設や定員拡大などが必要です。
- ・令和5年に実施した子どもの生活実態調査（以下「生活実態調査」という。）では、家や学校以外の居場所に対し、多くの高校生が利用してみたいと回答しています。
- ・保護者の就労にかかわらず、子どもが安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、自由に遊べる児童センターや公園をはじめとする社会基盤、さらには子ども食堂など地域の活動や世代間交流などの取組について充実を図っていく必要があります。

課題5 障がいなどへの配慮が必要な子どもや家庭への支援

- ・障がい児の数は増加傾向にあり、障がいのある子どもや発達の特性により困難を抱える子どもへの支援ニーズが高まっています。
- ・ニーズ調査からは、子育てに不安や負担を感じる理由として、子どもの障がい、経済的なこと、自分の時間がないこと、子育てすることへの精神的負担などがあげられています。
- ・これら配慮が必要な家庭に対する各種支援の充実を図るほか、地域や学校、家庭、関係機関の連携を図りながら、早期発見・早期支援につながる体制を強化していくことが重要です。

課題6 子どもの貧困対策

- ・全国の子どもの貧困率は、最新の「国民生活基礎調査」によると、令和3年は11.5%となり、9人に1人が貧困状態となっています。
- ・生活実態調査では、母子世帯の7割以上が年収400万円以下であり、特にひとり親家庭が困難に直面する可能性が高いといえます。
- ・ニーズ調査によると、子どものいる家庭のうち約5割以上が、子どもの医療費や教育に係る経済的な負担が大きいと感じ、生活全般についても6割以上の家庭で経済的・金銭的なことを気にしています。
- ・経済的困難や不安を抱えている家庭は、その状況が子どもの生活や学習に対しても影響を与えることが懸念され、また、世代を超えて経済的困難や不安が連鎖する心配もあります。
- ・関係機関や地域と市が連携し、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、支援につなげる体制の充実が必要です。

課題7 ヤングケアラーへの支援

- ・本来大人が担うと想定されている家事や家族の過度な世話などを、日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）の認識が社会に広がり始めています。
- ・令和5年に小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象に実施したヤングケアラー調査によると、家族でお世話が必要な人がいる割合は、全体の約1割となっており、日常的にお世話をしているヤングケアラーも見受けられることから、学業や友人関係等に支障が出てしまうことのないよう、サポート体制の強化を図っていく必要があります。

第3章 子ども・子育てビジョン

1 基本理念

子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ

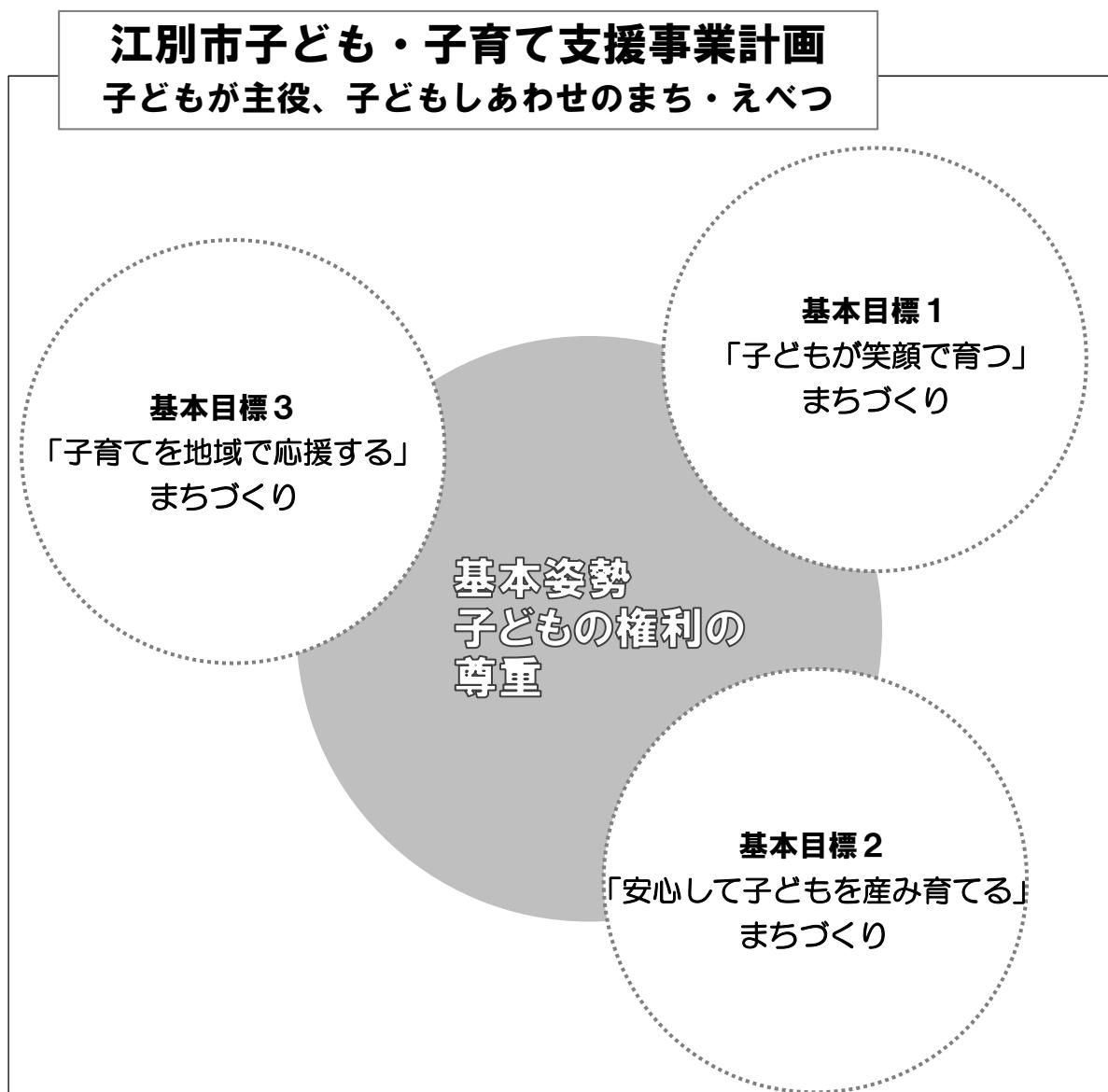
「えべつ未来づくりビジョン＜第7次江別市総合計画＞」では、基本理念の5つの柱の1つに、江別市の未来を担うすべての子どもたちがいつも笑顔でいられ、自分らしく健やかに成長できるように、子育て環境や子どもの教育環境の充実を図り、子どもたちが元気に育ち、笑顔で学ぶ、未来あるまちとして「子どもの笑顔があふれるまち」を掲げ、まちづくりを進めています。また、えべつ未来戦略の1つに「子どもが主役のまちをつくる」を掲げ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの気持ちや権利を尊重しながら、子どもにやさしいまちづくりを重点的に行っています。

令和2年に策定した前計画では、「みんなで協力、子育て応援のまち」という基本理念のもと、親は「江別で子育てして安心」、子どもは「江別に生まれ育ってよかった」と思えるまちを目指し、子育て支援施策を推進してきました。

本計画では、子どもの権利条約やこども基本法の理念も踏まえ、子どもにとって最善の利益を優先する社会を実現するため、「江別市子どもが主役のまち宣言」との整合や国・北海道の動向、こども大綱で掲げる基本方針などを十分に勘案しながら、より一層の子育て支援施策の充実を目指します。

2 基本姿勢と基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、まず基本姿勢として子どもの権利を尊重することを大きな柱とし、さらに計画推進の視点として3つの基本目標を設定し、それらを3つの柱として総合的に施策を展開します。



基本姿勢

子どもの権利の尊重

子どもの権利条約では、すべての子どもは等しく人権を有し、健やかに成長するために必要な「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」などが保障されています。

しかし、近年、子どもが被害者となる事件や児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、少年犯罪など、子どもを取り巻く様々な社会問題が深刻化しています。

江別市では、第7次江別市総合計画において、えべつ未来戦略の一つに「子どもが主役のまちをつくる」を掲げ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの気持ちや権利を尊重しながら子どもにやさしいまちづくりを行うこととしており、「江別市子どもが主役のまち宣言」の中においても、子どもの権利の尊重を大きな柱の1つに位置付けています。

また、国においてもこども大綱で掲げる基本方針の中で、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」としています。

こうした状況を踏まえ、今後、江別市では、子どもの権利の尊重を施策展開における大きな柱とします。

基本目標 1

「子どもが笑顔で育つ」まちづくり 【子ども自身の育ちを支援】

子どもは自ら“育つ力”を持ち、心身ともに健やかに成長していく権利と、成長していく環境を与えられる権利を持っています。そのため、主体的な「子育ち」の応援や、それにふさわしい環境を整備していくことが重要です。

子どもが、いつも笑顔でいられ、自分らしく、健やかに成長できるように、学校をはじめ、家庭や地域などの教育環境の整備を進めるとともに、障がいのある子どもや不登校の子どもへの支援、いじめや虐待の防止、ヤングケアラー等の新たな課題に対しても適切な対応をしていく必要があります。

また、子どもの権利条約の精神やこども大綱で掲げる基本方針、「江別市子どもが主役のまち宣言」を踏まえ、子どもの持つ権利や子どもの意見が最大限に尊重される社会の実現と未来を担う子どもたちの健全な発達など、子どもが主役のまち、子どもが安心して生活できるまち、子どもの笑顔があふれるまちを目指します。

基本目標2

「安心して子どもを産み育てる」まちづくり 【子育て家庭への支援】

安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現のためには、男女ともに自分らしく生きられるように働き方の多様化に対応した支援を行うなど、子育て家庭の様々な不安や負担感を解消していく必要があります。

妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援サービスを提供するとともに、医療体制や相談機能体制の充実を図ります。

令和6年度に設置したことども家庭センターが中心となり、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく漏れなく実施する体制を構築します。

また、すべての人が地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、待機児童対策や子育て支援サービスの充実を図るとともに、妊娠、出産から、子どもの病気への対応まで、医療や相談機能の充実、子育て情報の充実を図り、いざというときに安心できる体制を整備します。

さらに、子育て家庭や子ども自身の抱える課題が多様化している中で、ひとり親家庭への支援や、貧困対策など、個々の家庭のニーズに応じ、「気づき」の段階から適切な支援を進めています。

乳幼児期から子どもの社会的自立が確立されるまでの切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

基本目標3

「子育てを地域で応援する」まちづくり 【地域子育て環境の充実】

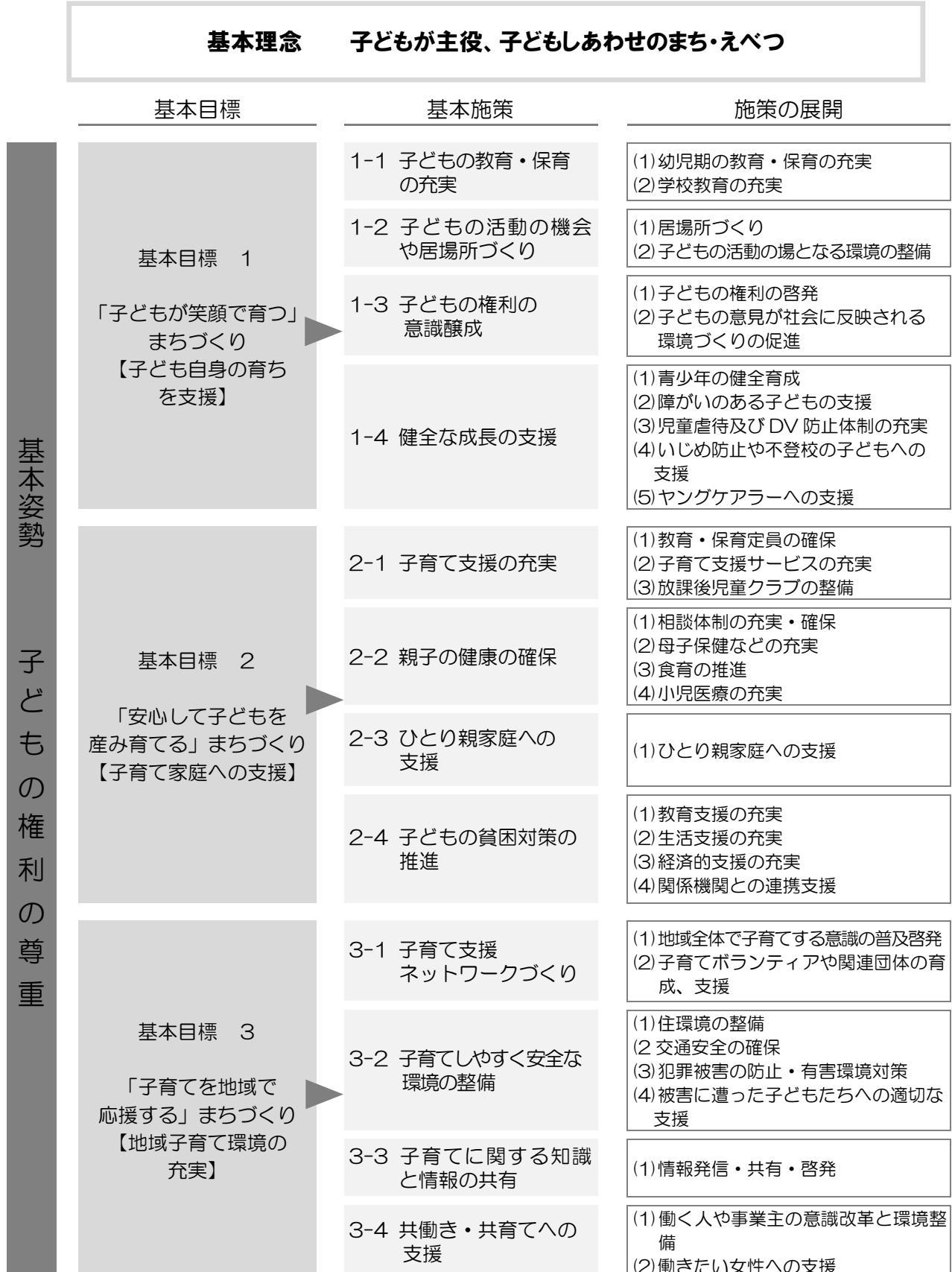
核家族化や共働き家庭の増加により、子育て家庭の地域における関わり合いが希薄になり、子育てに関する不安や負担、孤立感を感じる親は少なくありません。

子育てが家庭内に閉ざされ、地域で孤立しているという状況による不安感・負担感、孤立感を軽減し、身近な生活の場である地域が子育てしやすい環境となるよう、子育て家庭が必要とする情報の提供や気軽に相談できる体制整備、地域の子育て支援ネットワークの強化を推進します。また、親子が集える交流の場やあそびの場を充実させ、子育て世代の交流を促進し、子育てに関する不安の解消に努めます。

また、子どもが交通事故や犯罪、家庭内等での不慮の事故等に巻き込まれることを未然に防止するために、地域ぐるみで子どもの安全を守るとともに、情報提供などの啓発活動にも努めます。子ども連れでも安全・安心に外出できるよう、住環境の整備を行うなど、地域が子どもや子育て家庭にとって配慮された環境となるよう、子育てしやすいまちを目指します。

3 施策の体系

子ども・子育てビジョン（基本理念）、並びにその実現に向けた基本目標について、体系化すると以下のとおりです。



第4章 総合的な施策の展開

基本目標 1

「子どもが笑顔で育つ」まちづくり 【子ども自身の育ちを支援】

基本施策 1－1 子どもの教育・保育の充実

(1) 幼児期の教育・保育の充実

子どもの健やかな育ちを保障するためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供が欠かせず、特に幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、集団生活を通して生活習慣や自主性、社会性を身につける重要なものです。

既存の教育・保育の資源を最大限に活用しながら、質の高い教育・保育の普及を図るとともに、その受け皿の拡大を支える保育人材の育成・確保に努めます。

また、すべての子どもが、幼稚園や保育園、認定こども園等で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう、小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業者、その他の関係機関との密接な連携を強めていきます。

併せて、気候変動などに伴う気温の上昇への対策に必要な冷房施設の整備や安全対策など、教育・保育施設や児童福祉施設の更なる環境改善を進めています。

(2) 学校教育の充実

家族形態や価値観、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会等のつながりや支え合いの希薄化がみられ、子どもに対する家庭や地域の教育力も変化していると考えられます。

ニーズ調査からは、学校教育環境の整備を求める声もあげられており、子どもたちが個性豊かに生きる力を育むために、学校、家庭、地域が協力して教育内容及び指導方法の改善・充実を進めるとともに、学校施設や教育環境の整備を進めることが重要です。

江別市内の小中学校では、各学校が地域の特性を生かした「特色ある学校づくり」の実現に向けて、家庭や地域と連携しながら、主体的に地域一体型の事業に取り組んでおり、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めています。また、市内小中学校に学習サポート教員や学校支援地域ボランティアを派遣し子どもの理解度に応じた指導をすることで、子どもの学力向上につなげています。

また、義務教育の9年間で発達段階に応じた連續性のある指導に取り組み、「目指す子ども像」を実現するため、小中一貫教育の推進を行い、学習意欲の向上や中1ギャップの緩和などに努めます。

さらに、より多くの子どもたちが本に親しむことができるよう、学校担当司書を巡回方式で学校図書館に配置することにより、効率的な図書館機能を維持し、より良い読書環境整備に努めます。

基本施策1－2 子どもの活動の機会や居場所づくり

(1) 居場所づくり

すべての子どもが、安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、多様な学びや遊び、体験活動などの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することのできる社会づくりが重要です。

江別市では、児童センターが7館（公設）あり、子どもの活動の場としてだけではなく、地域の子育て活動や放課後の子どもの居場所としての役割を担っています。

また、学校プールの夏季休業期間中の開放や、体育館及びグラウンドの土曜開放等により、スポーツに親しむ機会を提供することで、子どもの健全育成につなげています。

これらの事業を継続しながら、自然体験活動や文化活動など、子どもの健全育成に資する体験学習の機会の充実に努めます。

加えて、中高生が気軽に過ごしたり、勉強したりできる居場所のニーズに対応するため、中高生の意見を聴きながら、利用しやすい居場所づくりを目指します。

加えて、子ども食堂など、子どもの居場所となりうる場が地域の団体等により展開されるようになってきており、さらに活動が広がるよう支援のあり方を検討します。

今後も児童センターだけでなく、地域の社会資源を効果的に活用して、多様な居場所づくりを進めます。

(2) 子どもの活動の場となる環境の整備

少子化の進行、塾や習い事の増加などにより、年齢の異なる子ども同士で遊ぶことが減り、遊びを通した人間づきあいやルールを学ぶ機会が少なくなっています。

そのため、年齢の異なる子ども同士の交流の場を設けることで、体験を通じて協調性、思いやりの心などの社会性を身につけることができるよう支援します。

放課後児童クラブの利用の増加に対応するため、新たな放課後児童クラブの開設や既存クラブの定員を増やすなど、受入体制を整備します。また、学校から直接児童センターに来館できるようにすることなどにより、待機児童対策を行うことで、すべての子どもが放課後に安全で安心して過ごせる場所の確保に努めます。

さらに、児童センターにおいて、地域や異世代間の交流を通じた遊びやイベントを企画し、子どもの健全育成を図るとともに、冷房施設の整備や安全対策などの更なる環境整備を進めるなど、多くの子どもに利用してもらえるよう、快適に利用できる環境づくりに努めます。

情報図書館においては、子どもたちが快適に過ごせるような読書環境を維持するとともに、今後も引き続き児童書の充実に努めるなど読書環境の整備を進めます。

基本施策1－3 子どもの権利の意識醸成

(1) 子どもの権利の啓発

すべての人が子どもの権利を正しく理解し、子どもが幸福で愛情と理解のある環境で健全に成長するために、子どもだけでなく、親や学校教育現場、そして社会全体に対しても子どもの権利に対する理解が一層浸透するよう、地域全体で子どもを守るための普及啓発を進めることができます。

江別市では広報やホームページをはじめ、さまざまな機会・媒体を活用した情報提供・発信を推進することにより、子どもの権利に対する市民意識の向上に努めます。

また、江別市子どもが主役のまち宣言の内容を子どもや大人に広く周知し、子ども一人ひとりが権利の主体であることへの理解の浸透に努めます。

さらに、広く市民意識の醸成を図り、子どもの権利を尊重したまちづくりを目指すため、子どもの権利に関する条例制定に向けた検討を進めます。

(2) 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進

子どもの権利条約において、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮するとされています。

また、こども基本法でも、意見を表明する機会の確保が基本理念のひとつとして示されています。

「えべつ未来づくりビジョン＜第7次江別市総合計画＞」では、江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを目指しています。

こうした考え方のもと、子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが積極的に意見を表明できる場を創出し、子どもの意見がより社会に反映されるような環境づくりに努めます。

基本施策1－4 健全な成長の支援

(1) 青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全な育成は市民共通の願いですが、青少年を巡る昨今の状況は、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、少年犯罪の深刻化など様々な問題が発生しています。

また、近年は、青少年が他世代と交流する機会が減り、大人と接することや社会に順応することが苦手になっているといわれています。

北海道の新卒3年以内の若年離職率は全国平均と比べ高い傾向がみられ、北海道教育委員会では、望ましい勤労観・職業観を育成するため、早い時期からのキャリア教育の充実に取り組んでいます。

江別市では各中学校の中2年生を対象に職場体験活動を実施し、望ましい勤労観や職業感、自己の進路を選択する能力等の育成を図っています。

また、次代を担う青少年に、多様性を認め合い、性別にかかわりなく、すべての市民が自分の能力を發揮し、自分らしく暮らすことができる男女共同参画社会を目指し、啓発を行います。

(2) 障がいのある子どもの支援

住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい等により特別な支援が必要な子どもとその保護者に対し、一人ひとりの発達状況や個々の障がい特性等に応じた専門的かつ総合的な相談対応や支援が必要です。

江別市では、発達支援が必要とされた子ども、障がいのある子ども、医療的ケア児は年々増加しています。そのため、障がいのある子どもの早期発見、早期療育のための体制整備を図りながら、乳幼児期から一貫した切れ目のない支援を行うため、保健、福祉、教育、医療分野等の関係機関による連携を進めます。

また、障がいのある子どもやその家庭が地域で安心して生活するためには、身近にいつでも相談できる窓口が必要であることから相談支援体制の充実と人材の育成を図ります。

医療的ケア児を含め障がいの重度化・多様化に対応するため、障がい特性や程度に応じたサービスが受けられるよう、関係機関と連携しながら、ニーズの高い日中一時支援事業等のサービス提供体制の充実を図るとともに、インクルージョンの推進に努めます。

将来においても住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、重層的な地域支援体制の構築を図るため、子ども発達支援センターの機能を拡大する等、児童発達支援センター設置の検討を進めます。

さらに、現在、4歳以上を対象としている個別支援保育に関して、年齢の拡大を含めた制度のあり方について見直しを検討します。

(3) 児童虐待及びDV防止体制の充実

児童虐待は、家庭生活におけるストレスや経済的問題、子どもや保護者の健康問題等が連鎖的に作用して発生し、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。

江別市においても児童虐待及び虐待の発生を予防するための支援件数は増加傾向にあり、継続的な支援が必要な例が多くなっています。

また、配偶者からの暴力（DV）は個人の尊厳を害し、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、目の前でDVが行われることは、子どもへの心理的虐待につながります。

江別市では、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく支援するため、令和6年度にこども家庭センターを設置したほか、家庭児童対策地域協議会をはじめ、関係機関、関係団体と連携して共通認識及び理解を図りながら、相談・情報提供体制等の充実に努めます。

(4) いじめ防止や不登校の子どもへの支援

いじめ、不登校、ネットトラブル、自殺などの社会問題は依然として後を絶たず、こうした問題を解決するための相談事業の役割は増しています。

江別市では、各種相談窓口を開設し、電話や対面、メール等で相談を受付けているほか、小中学校においては、カウンセラーや相談員、スクールソーシャルワーカーを派遣し、子どもや保護者、教育関係者からの相談対応を実施しています。

青少年や子育て世代を取り巻く環境を改善するため、子ども・若者や保護者だけではなく、教育関係者も含めた様々な悩みや相談に応じる相談事業の充実を図るとともに、こども家庭センターと学校や関係機関との連携を強化し、問題の早期発見、早期解決に努めます。

(5) ヤングケアラーへの支援

令和5年度に実施したヤングケアラー調査により、江別市においても全国的な傾向と同様、ヤングケアラーといえる子どもたちが一定数存在すると考えられます。

また、こうした状況から、自分がヤングケアラーであることに気づいていない子どもがいることも考えられるため、子ども自身が気づく機会の確保に取り組みます。

ヤングケアラーの認知度は、学年が上がるにつれ高くなっていますが、小学5年生の約4割が「聞いたことがない」と回答しています。ヤングケアラーについて知る機会の提供を行うほか、まわりの大人が気づけるように市民への啓発に取り組みます。

さらに、ヤングケアラーに対する必要な支援が早期から円滑に行われるよう、学校や関係機関と情報共有しながら、適切な支援につなげるように連携を図っていきます。

基本目標2

「安心して子どもを産み育てる」まちづくり 【子育て家庭への支援】

基本施策2－1 子育て支援の充実

(1) 教育・保育定員の確保

江別市では、共働き家庭が増えていることや子どもの転入が多いことなど、高い保育需要が継続しています。そのため、待機児童が生じないよう、今後の保育ニーズの動向を見ながら、既存の教育・保育施設等の利用定員の見直しなどにより、適切な教育・保育定員の確保に努めます。

また、保育の利用定員の確保に不可欠である保育士等の人材確保のため、引き続き、保育士への奨学金返還支援や家賃補助などを継続しながら、ジモガクと連携した市内子育て関連施設の見学・訪問の実施や教育・保育施設への実習の受入、各種支援制度の情報提供などに積極的に取り組むほか、就職時の支援金の検討や市内の大学と連携した市独自の支援制度について検討します。

(2) 子育て支援サービスの充実

少子化や核家族化の進行、また、地域における人間関係の希薄化による子育て家庭の孤立を防ぎ、負担感や不安感の軽減を図るため、地域の身近な場所で子育て家庭が気軽に集い、地域と家庭が一体となって子育てを支援していくことが重要です。

江別市では、保護者が疾病等で療養が必要な場合や、出張等の社会的理由により不在となる場合に、一時的に子どもを預けるニーズに対応するため、子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業などを実施しています。

また、あそびのひろば事業の実施により、子育ての情報提供や育児相談、仲間づくりの場を提供しており、居住している地域において親子が安心して交流し合える場として活用されているほか、子育てひろば「ぽこ あ ぽこ」は、天候を気にせず遊べる子育て支援施設として多くの親子に利用されています。

今後も、子育て支援センターや関係機関、地域ボランティア等の連携により、子育て支援事業の充実を図り、子育ての情報提供、育児相談、仲間づくりの場の提供に努めるとともに、民間で実施している遊びの広場等に対する支援の必要性についても検討していきます。

併せて、子ども誰でも通園制度に関し、国の検討状況や先行自治体の実施状況などを情報収集しながら、江別市の状況を踏まえた実施方法を検討します。

さらに、老朽化した公立保育園の建て替え等を見据え、多様化するニーズに対応した施設のあり方も検討します。

(3) 放課後児童クラブの整備

放課後児童クラブは、女性の就業率向上による共働き家庭の増加に伴い、入会希望児童数の増加が続くことが想定され、待機児童が生じないよう整備を進めることが求められるほか、子どもの安全性や施設の利便性に対するニーズが今後も高まると考えられます。

共働きの保護者が安心して働くことができるよう、民間の放課後児童クラブへの運営費補助の継続、新たな放課後児童クラブの開設や既存クラブの定員の拡大等について検討するとともに、適切な利用者負担のあり方を検討していきます。

基本施策2－2 親子の健康の確保

(1) 相談体制の充実・確保

地域との関わり合いの希薄化や核家族化の進行、身近に相談できる相手が少ないとなどにより、子育て中の親が一人で多くの悩みを抱え込むことで、子育てへの不安感・孤立感が増加し、育児ストレスの原因となる場合があります。

また、予期せぬ妊娠や未成年での妊娠、経済的問題、心身の不調等により不安を抱え、妊娠期からの継続的な支援を必要とする特定妊婦を把握し、積極的に働きかけ、必要なサービスの利用につなげることも重要です。

ニーズ調査では、子育ての悩みの相談相手は「祖父母等の親族」や「友人や知人」が大半を占めていますが、相談相手がないという方もみられます。

保健センターや子育て支援課における相談対応件数は年々増加しており、相談内容も多様化・複雑化していることから、相談支援担当職員の資質向上と相談体制の充実を図ります。

さらに、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年度にこども家庭センターを設置し、子育てを支える体制をさらに推進し、支援を切れ目なく漏れなく実施する体制を構築します。

(2) 母子保健などの充実

母子保健では、妊娠届出時や出産後の赤ちゃん訪問などで専門職による伴走型相談支援を実施し、健康面を切り口とした相談や、必要に応じてサポートプランの作成を行っていきます。

また、乳幼児期は、将来の成長に大きな影響を与えるとともに、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤づくりの時期です。

江別市では、妊娠期から乳幼児期の健康の保持・増進、疾病の早期発見などを目指し、妊産婦健診や乳幼児健診、健康教育や産後ケアなどの母子保健事業を実施しています。

今後に向けて、国は切れ目のない健診体制の整備として、新たな健診の拡充を検討していることから、江別市の状況を踏まえた実施体制を構築するとともに、子育て期から将来を見据えた健康づくりや生活習慣病予防の視点を健康診査等に反映させていきます。

(3) 食育の推進

食は健康の基礎であり、健康な体を作るだけではなく、規則正しい生活のリズムを確立するためにも欠かせないものになります。

子どもの時の生活習慣は、その後の成長などに大きな影響を与えるとともに、子どもたちが将来子育てをする場合にも影響があることから、健全な食習慣を身につけることが重要となります。

しかし、近年では、社会経済構造の変化などにより、様々な価値観やライフスタイルが生まれ、食生活のあり方も多様化する中で、食への意識の希薄化、不規則な食事や栄養バランスの偏り、朝食の欠食、食塩の摂取過多など、食に関する様々な課題が顕在化しています。

江別市では、第4次食育推進計画において「妊娠期・乳幼児期」「学齢期・青年期」などのライフステージごとに方針を定め、それぞれの年齢に合った食育活動を進めています。

また、学校、家庭、地域が連携し、様々なイベントなどを通して子どもの食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の定着を図ります。

(4) 小児医療の充実

子どもの病気や事故等は、短期間で重症化することがあり、子どもを安心して産み育てるためには、小児医療体制の充実は不可欠です。

ニーズ調査では、子育てで気になることとして「子どもの医療や福祉のこと」が約4割、子育てしやすいまちになるために重要なこととして「小児救急医療体制の充実」が約4割となっています。

医療費の心配が少なく子どもを受診させることができる環境は、経済的負担軽減と早期治療を促すことから、今後も通院医療費の自己負担軽減のための助成を継続していきます。

また、子どもがいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、広域的診療体制の確立を目指し、休日・夜間の救急医療体制の確保も含めて、一般社団法人江別医師会、市立病院及び夜間急病センターなどの医療機関が相互に連携するとともに、小児の救急医療へのかかり方等の普及啓発にも努め、小児医療の充実を図ります。

基本施策2－3　ひとり親家庭への支援

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、母子家庭では経済的状況において、また、父子家庭では日常生活において、育児が困難な状況が多くみられ、そのための就業支援や日常生活支援など、子どもと家庭の状況に応じた、きめ細やかな支援を行っていくことが必要です。

江別市では、ひとり親家庭の経済的・精神的な悩み、自立や生活に必要な資金の貸付等の相談に対して、関係機関と連携しながら一人ひとりに寄り添った相談、支援を行います。

また、医療費の負担軽減や日常生活支援に関する社会資源(各種制度・サービス)等の情報提供の取組も継続して実施していきます。

今後も、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健全な成長を確保するために、ひとり親家庭に対する支援体制の充実を図るとともに、支援を必要とする家庭に適切に情報提供ができる取組を推進します。

基本施策2－4 子どもの貧困対策の推進

(1) 教育支援の充実

現代の貧困は、家庭の経済格差が、そのまま教育格差につながっていることが要因の一つでもあるといわれています。貧困の連鎖を断ち切り、子どもが自らの将来を切り開いていくためには、家庭の経済状況等にかかわらず、平等に教育を受ける必要があります。

江別市では、小中学校への学習サポート教員の派遣による学習支援を行うとともに、学校生活での悩みを抱える子どもや保護者への相談支援等を行うことで、学習意欲と基礎学力の向上を促し、自己肯定感を高める支援を推進しています。

また、すべての子どもが乳幼児期から義務教育、高校・大学等まで質の高い教育・保育を受けることができる機会を保障するためにも、就学の援助、学習の支援、その他困窮状況にある子どもたちへの支援等の充実に努めます。

なお、各支援を進めるにあたっては、第3期江別市学校教育基本計画などとの整合を図りながら実施していきます。

(2) 生活支援の充実

子どもが安心して教育を受けるためには、経済面だけではなく、社会的に孤立することなく、身体的にも、精神的にも安定した生活を送ることができる環境が整っていることが重要になります。

江別市では、生活困窮者の早期把握や自立に向けた支援を行うとともに、支援に必要なネットワークの構築に努めています。

また、子どもやその保護者等の安定した生活や自立、健康確保のための支援体制を充実するとともに、困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成されるよう、子どもとその保護者等の意思を尊重しながら、乳幼児期から社会的自立が確立されるまで、切れ目なく必要な支援を実施していきます。

(3) 経済的支援の充実

全国的に理想の子ど�数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、特に若年層ほどその割合が高くなっています。

ニーズ調査では、子育てに関して「経済的な負担が大きい」という意見が多く、子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

生活基盤を安定的に確保するためには、保護者の就労の安定が欠かせません。保護者の就労は、経済的に自立するうえで重要であり、就労だけでは十分に収入が得られない場合であっても、子どもに働く姿を見せてることで、子どもが労働の意義を学ぶなど、貧困の連鎖を防ぐ一助となります。

江別市では、生活保護の実施、各種手当の支給、幼児教育・保育の無償化、就学・修学資金の貸与や就学援助、子どもの医療費助成などを通じて子育て家庭へ経済的支援を行うとともに、子育て施策の充実や経済的負担の軽減策、地域差のない医療費制度の構築が図られるよう、国や北海道へ求めていきます。

また、ひとり親家庭に対する就労支援として、就労につながる技術の取得を支援するとともに、育児との両立に配慮している企業、女性雇用や人材育成に積極的な企業等の紹介を行っていきます。

今後も、生活実態調査の結果に基づき、経済的困難を抱えている家庭やひとり親家庭の実態を把握し、貧困により生じる様々な困難の改善に向けた取組を進めます。

(4) 関係機関との連携支援

経済的な面だけではなく、健康や教育等の複合的な課題を抱える子どもや、その保護者等が、社会から孤立せずに地域で安心して暮らせるよう、課題の早期発見に努め、必要な支援につなげていくことが重要です。

子どもや家庭が抱える複合的な問題は、個々の機関での対応のみでは解決が困難なケースが多く、江別市では、多様な関係機関、関係団体がネットワークを組むことで、早期からの切れ目ない支援に努めています。

今後も府内での連携を図り、事業を推進するとともに、地域や関係する支援機関・団体等の一層の連携を促進し、相談支援体制の充実に努めます。

基本目標3

「子育てを地域で応援する」まちづくり 【地域子育て環境の充実】

基本施策3－1 子育て支援ネットワークづくり

(1) 地域全体で子育てる意識の普及啓発

近年、核家族化の進行や多様化する就労形態、自治会などの地域との関わり合いの希薄化などを背景に、育児をする親が孤立する傾向にあります。そのため、家庭と地域が連携して子育てを行うことができる体制整備が重要です。

地域における子育て会員組織であるファミリー・サポート・センター事業は、依頼会員数に対して提供会員数が不足傾向にあり、利用したくても利用できない場合があることから、制度のPRなどの啓発に努め、地域全体で子育てをするような意識の醸成を図ります。

また、市民協働への理解促進を図ることで、地域全体で子育てを行うことに対する参画意欲を高めるとともに、市民活動の活性化やネットワーク化により、市民や地域の多様なニーズへの対応や問題解決を図っていきます。

支援が必要とされる子どもや保護者に対しては、複数の機関で援助を行うため、こども家庭センターが中心となり、家庭児童対策地域協議会などを活用しながら関係機関と連携し、支援を進めます。

(2) 子育てボランティアや関連団体の育成、支援

少子化や地域社会のつながりの希薄化により、地域における子どもたちの体験活動の機会が減少しています。

江別市では、地域の異年齢の子ども同士による自然体験活動やスポーツ、文化活動等を行っている団体に対し、活動に必要な環境や情報発信の場の提供などの支援を行うことで、子どもの活動の場の拡充や地域活動の活性化を図っています。

また、子育て支援活動に関わる個人や団体の発掘、育成や資質の向上に取り組むことで、地域における子育て支援活動の展開を図ります。

さらには、子どもの居場所づくりの推進にあたり、子ども食堂などの地域の活動支援の検討を進めます。

基本施策3－2 子育てしやすく安全な環境の整備

(1) 住環境の整備

地域において子育てしやすい環境を整えるためには、子育てに適した良質な住環境の整備、安全・安心で快適に生活できるまちづくりを進めることが大切です。

江別市では、入居者が安心して暮らせる市営住宅を供給し、子育て世帯向けの入居者募集や優遇措置を行うなど、子育て世帯の定住化を図っています。

また、引き続き公園の遊具・施設等の適切な管理のほか、道路や学校、公共施設の段差解消等のバリアフリー化、市道の排雪などによる冬期間の通行確保など、子どもが安心して生活できる住環境の整備に努めます。

子どもの登下校についても、江別市通学路安全プログラムに基づき、関係機関が連携して、通学路の安全確保に関する取組を進めます。

(2) 交通安全の確保

子どもを交通事故から守るため、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけ、守ることができるように交通安全教育を充実させるとともに、全市民の交通安全意識及び交通マナーの向上や安全に配慮した道路整備を図ることが必要です。

江別市では、子どもたちの交通安全意識の向上及び交通事故減少を目的に、子どもを直接見守ることのできる街頭指導を行うとともに、幼稚園・保育施設、小中学校や放課後児童クラブなどで交通安全教室を開催します。また、交通事故を未然に防止するために、運転者・歩行者及び自転車利用者を対象とした交通安全教育や、ストップマークや注意喚起看板を危険箇所に設置するなど、交通安全意識の醸成を図っています。

今後も、地域と学校、警察などの関係機関が連携し、交通安全教育、交通事故防止対策を行うとともに、冬期間における安全な通行確保のため、市道の除排雪などに努めます。

(3) 犯罪被害の防止・有害環境対策

全国的な地域の関わり合いの希薄化、生活形態の多様化などに伴い、地域の犯罪抑止機能は低下し、犯罪の複雑化、多様化、凶悪化、低年齢化が顕著となり、全国各地で子どもが被害者もしくは加害者となる事件が発生しています。

また、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及により、ネット依存に陥ったり、子どもが容易にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを利用し、トラブルや犯罪に巻き込まれる事案が増加しています。

犯罪や非行を防止し、有害環境から子どもを守るため、関係機関や学校、警察、PTA、ボランティアなどの地域住民等と連携し、犯罪や非行の早期発見、早期対応をしていくことで子どもの安全確保を推進します。

さらにインターネットトラブルから子どもを守るため、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる情報モラル教育の充実に努めます。

(4) 被害に遭った子どもたちへの適切な支援

全国的に子どもが犯罪や虐待、DV被害などに巻き込まれることが多くなっています。

被害に遭った子どもたちは、自ら声を上げることが困難なため、周囲からは問題が見えにくくなっています。また、直接被害に遭わなくても、事件の影響を受け、精神的・身体的に変調をきたす子どもたちも少なからず見られます。

江別市では、犯罪や虐待、DVなどの未然防止や早期発見により子どもの被害防止に努めるとともに、こうした子どもたちに対し、関係機関が連携・協力して、速やかに適切な支援を図ります。

あわせて、悩みや不安を抱える子どもが多く、適切な心のケアが求められていることから、今後も相談体制の充実を図り、悩み等の解消・軽減につなげていくとともに、相談内容から児童虐待などが疑われる場合には、速やかに関係機関と連携し、適切な支援を図ります。

基本施策3－3 子育てに関する知識と情報の共有

(1) 情報発信・共有・啓発

ニーズ調査から、子育てに関する情報の入手先は、「保育所、幼稚園、学校」との回答が7割程度あった一方で、「隣近所の人、知人、友人」が減少し、「インターネット」が増加しています。情報の内容に関しては、「公園等の遊び場の情報」「子ども向けイベント情報」「子ども連れで行きやすい飲食店情報」「医療機関情報」を望む声が多くみられます。

江別市では、子育て支援サイトや子育て情報誌「ホップステップえべつ」などで、子育てに関する情報提供・情報共有を図るとともに、子育てに関する情報やイベント案内等を電子配信する「えべつ子育てアプリ」を活用し、タイムリーな情報発信を行っています。

今後も、子育て支援サイトとアプリ、SNS 等を活用した多角的な情報発信を行い、多様化する利用者ニーズに対応できるよう努めます。

さらに、地域全体で子育てを支援するため、地域の親子の交流や世代間の交流を図るとともに、子育てを支援する関係機関のネットワークづくりを進め、子育てに関する知識や情報の共有、啓発を進めていきます。

基本施策3－4 共働き・共育てへの支援

(1) 働く人や事業主の意識改革と環境整備

働く女性が増え、共働き世帯が主流となっている現在、女性の活躍を推進するためには、男女ともに仕事と家庭の両立が可能な環境づくりが必要です。

それには、男女が共に育児を担うことはあたり前という共通の認識を持つことが重要ですが、依然として、家事や育児の負担は女性に大きく偏る傾向にあります。

「男性は仕事、女性は家事や育児」といった性別役割分担意識を持つ人の割合は減ってきており、意識の変化がみられるものの、実際に男性が家事や育児を担うためには、職場や周囲の理解と時間にゆとりが持てるよう働き方の見直しが必要です。

江別市では、ワーク・ライフ・バランス推進に向け、働く人や事業主を含めた意識改革・環境整備を図るために周知啓発活動等を行っていきます。

(2) 働きたい女性への支援

江別市では、女性が結婚、出産、子育てを機に就業を中断する「M字カーブ」の底が浅くなり、女性の就業率も上昇を続けています。

出産後も就労を希望する女性が増えていることから、教育・保育施設の定員確保、求職中の一時預かりや保育園等の利用をしやすくするなど、安心して就労や求職活動ができる環境を整備していく必要があります。

今後も、女性の就労を支援するために、出産や子育て等によりブランクのある就職希望者に対して、就職に必要な技術を習得するための支援や、育児との両立に配慮している企業、女性雇用や人材育成に積極的な企業等の紹介を行っていきます。

また、江別まちなか仕事プラザ事業を通じて、就職相談等を行い、子育て世代の女性の就業を支援していきます。

第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

【江別市の教育・保育の提供区域・・・市全体で1区域】

教育・保育の提供区域の設定にあたり、幼稚園・保育園の利用については、江別・野幌・大麻の3地区に区分した場合、地域内の施設利用ができるなど利便性の向上が期待できますが、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の選択等の理由から、地区内での利用に限らず、市内全域で利用されています。

特に幼稚園では園バスを利用し、園児は市内全域から通園している実態にあることから、前計画同様、本計画においても「教育・保育を提供する区域」を市全体で1区域として定めます。

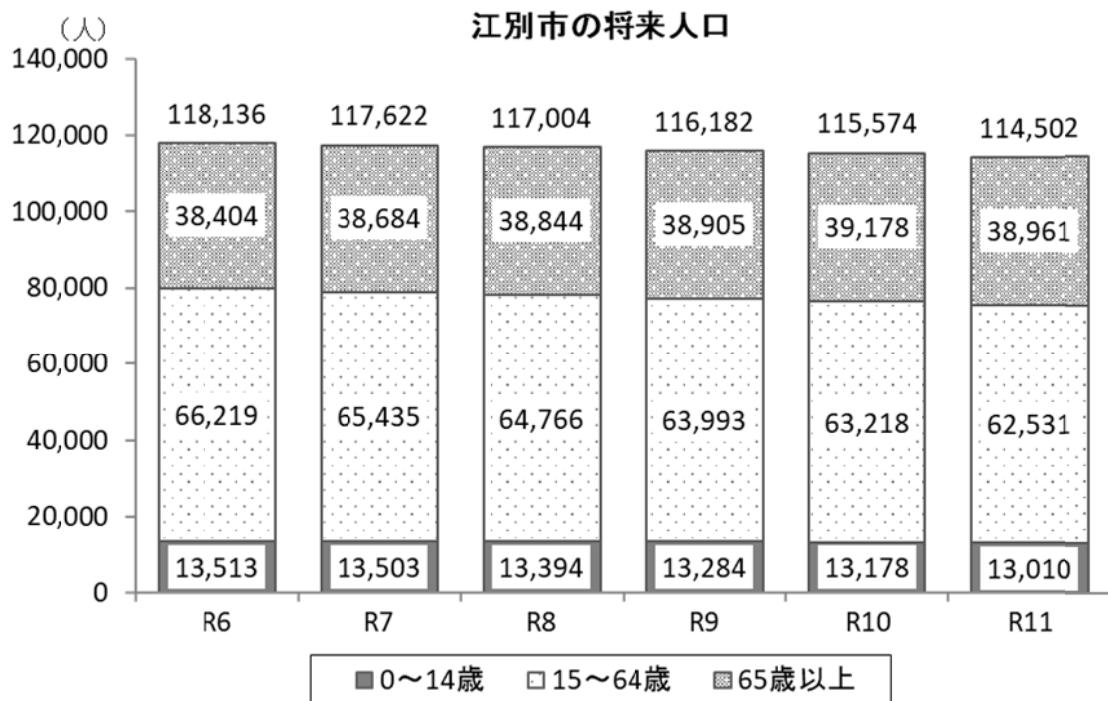
教育・検討の視点

視 点		1 区域
視点1	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか	◎市全体とする1区域はわかりやすい。 ◎これまでの施策展開との連続性の観点からも整合性がある。
視点2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	▼従来どおりに市内全体を1つの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、区域設定効果としての利便性向上は見込まれない。
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎圏域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが少なくないことが見込まれることなどから、利用実態に合った計画としやすい。
視点4	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎一過性の需要（一時的なニーズの増大など）に対して、市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能。

2 将来の子ども人口

(1) 将来人口

江別市の将来人口は、今後は徐々に減少傾向で推移し、令和6年の 118,136 人から令和11年には 114,502 人まで減少すると見込まれます。



※各年4月1日現在

※令和6年度江別市人口推計（コーホート標準）

（本計画では、より直近の状況を反映した「教育・保育の量の見込み」を算出する必要があることから、第7次江別市総合計画の人口推計（令和2年の国勢調査を基準に、過去15年間の増減実績をもとに算出した、年齢5歳階級別の人口集団の5年ごとの推計）を用いず、直近の令和6年4月1日を基準に、過去3年間の増減実績をもとに算出した、各年齢級別の人口集団の各年の人口推計を使用しています。）

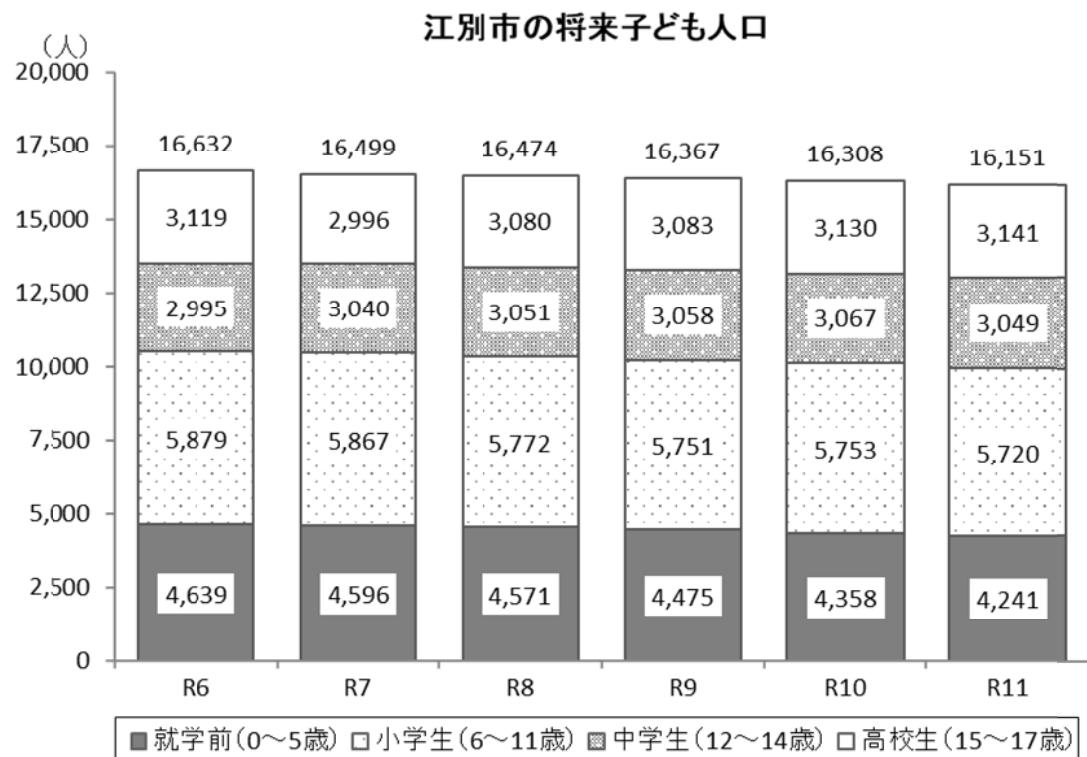
	実績		推計				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
総数	118,136	117,622	117,004	116,182	115,574	114,502	
0~14 歳	13,513	13,503	13,394	13,284	13,178	13,010	
割合	11.4%	11.5%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	
15~64 歳	66,219	65,435	64,766	63,993	63,218	62,531	
割合	56.1%	55.6%	55.4%	55.1%	54.7%	54.6%	
65 歳以上	38,404	38,684	38,844	38,905	39,178	38,961	
割合	32.5%	32.9%	33.2%	33.5%	33.9%	34.0%	

※各年4月1日現在

(2) 将来子ども人口

江別市の0～17歳（各年4月1日現在）の将来子ども人口は、少子化により減少傾向で推移し、令和6年の16,632人から令和11年には16,151人に減少することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、同期間に4,639人から4,241人と400人程度の減少、小学生（6～11歳）については、5,879人から5,720人と150人程度の減少、中学生（12～14歳）については、2,995人から3,049人と50人程度の増加、高校生（15～17歳）については、3,119人から3,141人と20人程度の増加が、それぞれ見込まれています。



※各年4月1日現在

将来子ども人口（年齢別）

	実績	推計				
		R6	R7	R8	R9	R11
総数	16,632	16,499	16,474	16,367	16,308	16,151
0歳	587	614	594	583	570	556
1歳	732	660	691	669	656	641
2歳	802	783	706	740	716	702
3歳	838	841	821	740	776	751
4歳	806	861	864	844	761	798
5歳	874	837	895	899	879	793
6歳	963	897	859	918	922	902
7歳	961	990	922	883	944	948
8歳	963	979	1,008	939	900	962
9歳	989	972	988	1,017	948	909
10歳	1,017	1,000	983	999	1,028	959
11歳	986	1,029	1,012	995	1,011	1,040
12歳	1,011	992	1,035	1,018	1,001	1,017
13歳	1,029	1,016	997	1,040	1,023	1,006
14歳	955	1,032	1,019	1,000	1,043	1,026
15歳	1,030	968	1,046	1,033	1,014	1,057
16歳	979	1,048	985	1,064	1,051	1,032
17歳	1,110	980	1,049	986	1,065	1,052
就学前	4,639	4,596	4,571	4,475	4,358	4,241
0~2歳	2,121	2,057	1,991	1,992	1,942	1,899
3~5歳	2,518	2,539	2,580	2,483	2,416	2,342
小学生	5,879	5,867	5,772	5,751	5,753	5,720
低学年	2,887	2,866	2,789	2,740	2,766	2,812
高学年	2,992	3,001	2,983	3,011	2,987	2,908
中学生	2,995	3,040	3,051	3,058	3,067	3,049
高校生	3,119	2,996	3,080	3,083	3,130	3,141
子どもの数 の対人口比	14.1%	14.0%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%

※各年4月1日現在

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要な認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

（教育・保育の利用の認定）

認定区分	定 義	利用対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の保育の必要性がない就学前の子どもであって学校教育に通う子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (教育希望)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち学校教育に通う子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち保育施設を利用する子ども	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

[量の見込みと確保方策]

（単位：人）

市全体	R7						R8						
	1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定		
	教 育		保 育				教 育		保 育				
	3歳～未就学		2歳	1歳	0歳		3歳～未就学		2歳	1歳	0歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	592	647	1,233	485	412	188	594	650	1,269	443	438	184	
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・ 保育施設		1,226	1,202	332	284	175		1,175	1,262	338	293	180
	確認を受け ない幼稚園		310					310					
	特定地域型 保育施設			88	82	37				98	92	40	
	企業主導型 保育施設		18	10	9	5			18	10	9	5	
	提供量 の合計		1,536	1,220	430	375	217	1,485	1,280	446	394	225	
② - ①		297	△13	△55	△37	29		241	11	3	△44	41	

市全体		R9						R10					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
		教育		保育			教育		保育				
		3歳～未就学		2歳	1歳	0歳	3歳～未就学		2歳	1歳	0歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)		564	618	1,237	471	429	183	542	593	1,220	462	427	182
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・ 保育施設	1,135		1,260	351	310	177	1,105		1,275	361	319	177
	確認を受け ない幼稚園	310					310						
	特定地域型 保育施設				98	92	40				98	92	40
	企業主導型 保育施設			18	10	9	5			18	10	9	5
	提供量 の合計	1,445		1,278	459	411	222	1,415		1,293	469	420	222
② - ①		263		41	△12	△18	39	280		73	7	△7	40

市全体		R11							
		1号認定	2号認定		3号認定				
		教育		保育					
		3歳～未就学		2歳	1歳	0歳			
①量の見込み (必要利用定員総数)		517	566	1,201	459	423	180		
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・ 保育施設	1,105		1,273	365	323	171		
	確認を受け ない幼稚園	310							
	特定地域型 保育施設				98	92	40		
	企業主導型 保育施設			18	10	9	5		
	提供量 の合計	1,415		1,291	473	424	216		
② - ①		332		90	14	1	36		

[確保方策の考え方]

○1号認定・2号認定教育希望

- 定員数は、現在の定員数を反映させたものです。
- 2号認定のうち幼稚期の学校教育を利用すると見込まれる子どもについては、これに係る量の見込みに対応するものを教育希望の確保方策として考えます。
- 1号認定と2号認定教育を合わせて、計画期間の1年目から十分な提供量が確保されています。

○2号認定保育利用及び3号認定

- 特に増加傾向にある2号認定保育利用及び3号認定のニーズの高まりを踏まえ、認定こども園の定員枠の見直しや、幼稚園からの認定こども園への移行を推進し、既存施設を活用しながら保育の枠の拡大を図っていきます。

○公立のやよい保育園の老朽化に伴い、安全な保育環境を含めた提供体制を確保するため、施設の建て替えを検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

[事業の概要]

保護者が労働等により専門家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

[量の見込みと確保方策]

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1年生	人	472	484	517	520	508
	2年生	人	417	415	426	455	458
	3年生	人	228	279	278	285	305
	4年生	人	88	91	112	111	114
	5年生	人	44	40	42	52	51
	6年生	人	14	22	20	21	25
	合計	人	1,263	1,331	1,395	1,444	1,461
確保方策（提供体制）		人	1,131	1,251	1,371	1,451	1,451

[確保方策の考え方]

提供体制の確保にあたっては、教育委員会と連携し、学校施設等の利活用を検討するほか、待機児童の発生が見込まれる小学校区に新たに放課後児童クラブを開設する民間事業者等に対する施設整備補助金も活用し、小学校区ごとのニーズに応えられるよう整備等に努めます。

(2) 利用者支援事業

○子育て支援コーディネーター

[事業の概要]

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（基本型）	箇所	3	3	3	3	3
確保方策（提供体制）	箇所	3	3	3	3	3

[確保方策の考え方]

引き続き、市役所窓口、公設の子育て支援センター、あそびのひろばに子育て支援コーディネーターを配置し、子育て家庭が必要とする様々な情報の提供や子育てに関する相談を実施します。

○こども家庭センター

[事業の概要]

こども家庭センターは、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し、妊娠期から子育て期に関する悩みや困りごとに対し、切れ目のない支援を行う機関です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
確保方策（提供体制）	箇所	1	1	1	1	1

[確保方策の考え方]

令和6年度に市内1か所のこども家庭センターを設置したことにより、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運用が図られています。引き続き、関係機関と連携・協力した支援を実施します。

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・子育てひろば）

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/月	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
確保方策（提供体制）	箇所	8	8	8	8	8

[確保方策の考え方]

現状の実施体制で対応しながら、より多様なニーズに対応したサービスを提供できるよう検討していきます。

(4) 預かり保育・一時預かり事業

[事業の概要]

幼稚園等では、教育時間終了後の在園児の預かり保育、保育園等では、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を主として、昼間に一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

○預かり保育

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	83,000	84,300	81,000	79,100	76,900
確保方策（提供体制）	人/年	83,000	84,300	81,000	79,100	76,900

○一時預かり

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100
確保方策（提供体制）	人/年	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100

[確保方策の考え方]

○預かり保育（幼稚園等における在園児の預かり）

引き続き、各幼稚園等における預かり保育により、提供体制を確保します。

○一時預かり（保育園・子育てひろばにおける在園児以外の預かり）

引き続き、保育園、子育てひろばで実施することにより、提供体制を確保します。

(5) 時間外保育事業（延長保育事業）

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人	1,470	1,490	1,500	1,480	1,470
確保方策（提供体制）	人	1,470	1,490	1,500	1,480	1,470

[確保方策の考え方]

引き続き、保育園、認定こども園及び特定地域型保育施設において実施することにより、提供体制を確保します。

(6) 病児・病後児保育事業

[事業の概要]

病児・病後児について、医療機関や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
確保方策（提供体制）	人/年	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

[確保方策の考え方]

引き続き、医療機関と連携した施設において実施することにより、提供体制を確保します。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

[事業の概要]

保護者の疾病や仕事、育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを、児童養護施設等において一時的に養育、保護を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	60	60	60	60	60
確保方策（提供体制）	人/年	60	60	60	60	60

[確保方策の考え方]

引き続き、児童養護施設等に委託することにより実施します。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

[事業の概要]

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者において、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[量の見込みと確保方策] (小学生)

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/週	14	15	15	15	13
確保方策（提供体制）	人/週	14	15	15	15	13

[確保方策の考え方]

引き続き、ファミリー・サポート・センターの運営を委託することにより実施します。

(9) 妊婦健康診査

[事業の概要]

妊娠の健康の保持や増進及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用を助成する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	614	594	583	570	556
1人あたりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×1人あたりの健診回数)	回	8,596	8,316	8,162	7,980	7,784

[確保方策の考え方]

引き続き、医療機関及び助産所に委託することにより、提供体制（健診回数）を確保します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

[事業の概要]

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	614	594	583	570	556
確保方策（提供体制）	人/年	614	594	583	570	556

[確保方策の考え方]

引き続き、民生委員・児童委員連絡協議会に委託することにより、提供体制を確保します。

(11) 養育支援訪問事業

[事業の概要]

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人/年	123	123	123	123	123
確保方策（提供体制）	人/年	123	123	123	123	123

[確保方策の考え方]

引き続き、育児家事支援については、支援員の派遣を委託することにより実施し、専門的支援については、保健センター職員により支援を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

幼稚園や保育園等を利用する際には、施設により保育料のほか教育・保育に必要な教材費等の保護者負担が生じることが想定されます。

そのために、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成することを目的とした事業です。

[確保方策の考え方]

国の動向を注視しつつ、実施に向けて検討していきます。

(13) 副食費に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園、保育園との公平性の観点から、所得など一定の条件のもと、私学助成幼稚園利用者の保護者に対し、副食費相当額を助成する事業です。

[確保方策の考え方]

私学助成幼稚園で給食費として徴収している費用のうち、副食費相当額を免除します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

[事業の概要]

待機児童を解消するためには、子育て安心プランに基づく受け皿の確保や、地域の保育ニーズに沿った施設整備を図っていく必要があります。

本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する調査研究や設置・運営を支援することを目的とした事業です。

[確保方策の考え方]

引き続き、市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用した施設整備が図られるよう調査研究を行います。

また、施設整備を促進するため、国・北海道の補助金等の制度を活用することも含め、事業者に対する助言・指導などの支援策を講じます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

[事業の概要]

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後 6 カ月から 3 歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる制度です。

[量の見込みと確保方策]

		単位	R7	R8	R9	R10	R11
0 歳	量の見込み	人/日	-	5	5	5	5
	確保方策（提供体制）	人/日	-	2	3	3	5
1 歳	量の見込み	人/日	-	11	10	9	8
	確保方策（提供体制）	人/日	-	2	5	6	8
2 歳	量の見込み	人/日	-	10	10	10	10
	確保方策（提供体制）	人/日	-	2	5	7	10

[確保方策の考え方]

国の指針を踏まえ、令和8年度から実施していきます。

(16) 子育て世帯訪問支援事業

[事業の概要]

様々な理由により養育困難な状況となった世帯や、ヤングケアラーの属する世帯に対し、ヘルパーの派遣により、家事及び養育に関する支援を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人日	145	145	145	145	145
確保方策（提供体制）	人日	145	145	145	145	145

[確保方策の考え方]

市内2か所の事業所に委託することにより、提供体制を確保します。

(17) 親子関係形成支援事業**[事業の概要]**

相談支援等を通じて事業の利用が必要と認められる保護者に対し、ペアレントプログラム等の講座受講を通じて適切な親子関係の構築や児童の発達理解等を図る事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人	50	50	50	50	50
確保方策（提供体制）	人	50	50	50	50	50

[確保方策の考え方]

市内の事業所に委託し、年間10名程度の保護者が5回の連続講座を受講できる体制を確保します。

(18) 妊婦等包括相談支援事業**[事業の概要]**

妊娠婦等に対して、保健師等の専門職が面談することにより、妊娠婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供などについて伴走型の相談支援を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	回	1,728	1,692	1,662	1,617	1,578
確保方策（提供体制）	回	1,728	1,692	1,662	1,617	1,578

[確保方策の考え方]

妊娠届出時、妊娠8か月頃、赤ちゃん訪問などの母子保健事業の機会を活用し、保健師や助産師がすべての妊産婦等を対象に、面談を実施することで提供体制を確保します。

(19) 産後ケア事業

[事業の概要]

退院直後のお母さんと赤ちゃんに対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人日	491	481	472	459	448
確保方策（提供体制）	人日	491	481	472	459	448

[確保方策の考え方]

産後6か月未満の母子が、宿泊・日帰り・訪問などでサポートが受けられるよう、産科医療機関、助産院などに委託で実施することにより提供体制を確保します。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進及び推進状況の把握

計画の基本理念「子どもが主役、子どもしあわせのまち・えべつ」の実現に向けて、市民協働による自助、互助、公助とともに、受益と負担のバランスを保ちながら計画の推進を図ります。

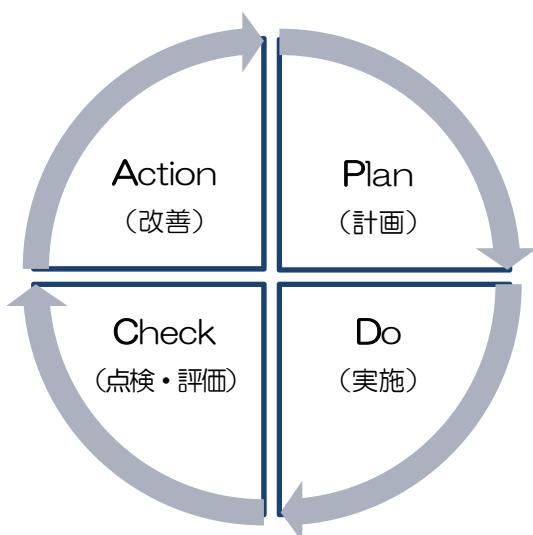
本計画では、市民の視点に立った指標を設定し、計画全体の成果について点検・評価していきます。

成果指標は、江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果をもとに設定し、次回調査実施予定の令和10年度の目標値を設定し計画推進を図ります。

また、PDCAサイクルに基づき、事務事業評価の結果や、数値目標が設定されている事業の結果を活用しながら、計画の点検・評価を行います。その際、必要に応じて、課題の整理や改善等、計画の見直しを行います。

指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
地域における子育ての環境や支援について満足度が高い人（5段階評価の4と5）の割合	34.6%	40.0%

※江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査より成果指標を設定



2 関係機関との連携の強化

本計画は、総合計画や地域福祉計画などの他計画、「江別市子どもが主役のまち宣言」などとの整合性を図るとともに、江別市の関係部署をはじめ、北海道や国などの関係する行政機関や団体とも連携を図りながら取り組んでいきます。

さらに、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応するため、行政サービスのみならず、地域団体、NPOなどの各種団体との連携及び一般事業主などとの連携を強化します。

とりわけ、本計画の推進のためには、地域住民が一体となって子育て支援を推進していく必要があり、市民との連携・協力を強化し、計画を進めています。

3 計画に基づく措置の実施状況の公表

毎年度、本計画の実施状況を市ホームページ等で市民に公表します。

また、計画を変更しようとするときは、市民の意見を反映するとともに、変更内容を市民に公表します。

資料

1 江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の概要

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法	回収率
就学前子ども アンケート	市内の就学前(0~5歳) 5,283人の保護者	無作為抽出1,500人 郵送による配布 郵送・WEBによる回収	51.3%
小学生 アンケート	市内の就学児童(小学1~6年生) 5,907人の保護者	無作為抽出1,500人 郵送による配布 郵送・WEBによる回収	46.4%

【調査基準日】令和5年11月1日

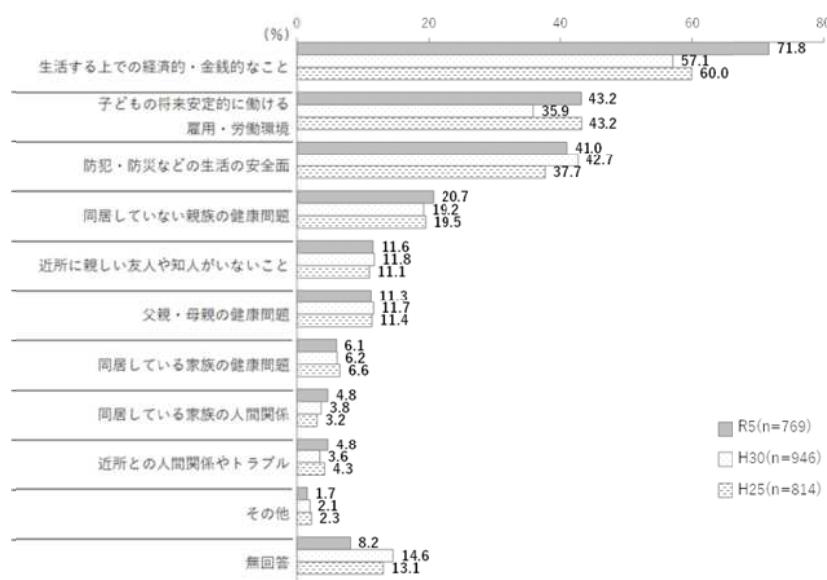
【調査期間】令和6年1月22日~2月2日（2月5日回収分まで受付）

(2) 就学前調査

①家庭で気になっていること【生活全般】

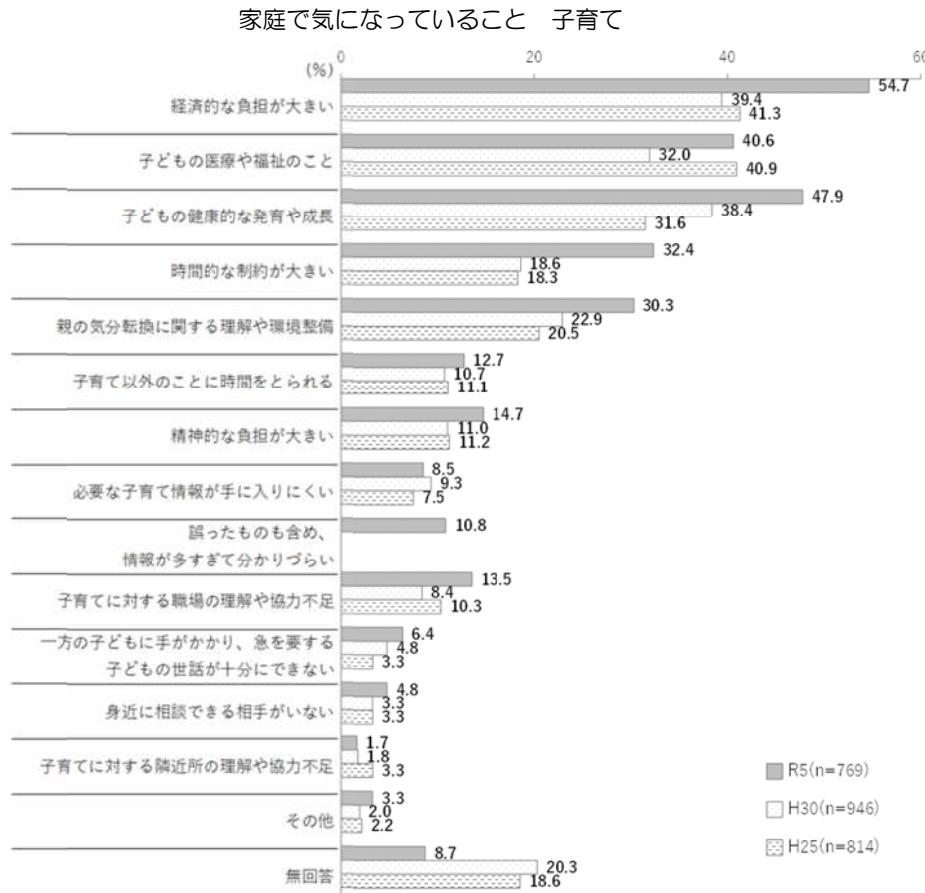
- 「生活する上での経済的・金銭的なこと」が71.8%で最も多く、次いで「子どもの将来安定的に働ける雇用・労働環境」が43.2%、「防犯・防災などの生活の安全面」が41.0%となっています。
- 前回調査と比較して、「生活する上での経済的・金銭的なこと」が14.7ポイント増加しています。

家庭で気になっていること 生活全般



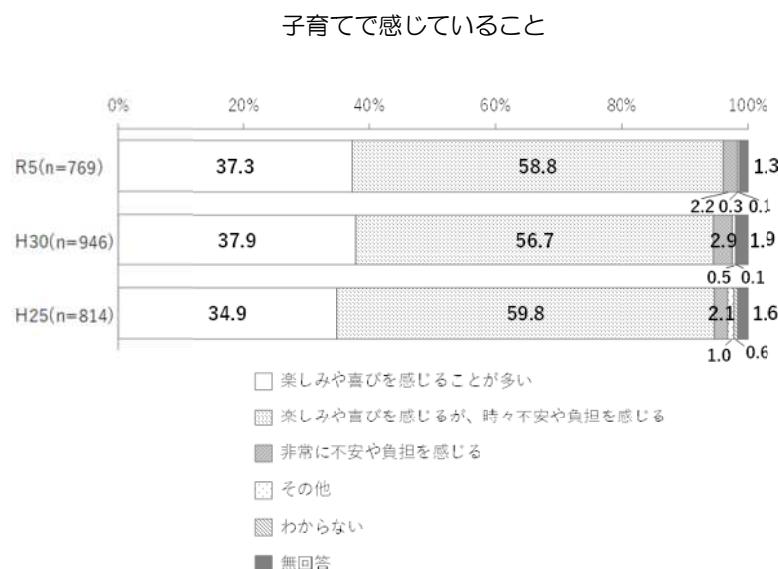
②家庭で気になっていること【子育て】

- 「経済的な負担が大きい」が 54.7%で最も多く、次いで「子どもの健康的な発育や成長」が 47.9%、「子どもの医療や福祉のこと」が 40.6%となっています。
- 前回調査と比較して、「経済的な負担が大きい」が 15.3 ポイント増加し、「時間的な制約が大きい」が 13.8 ポイント増加しています。



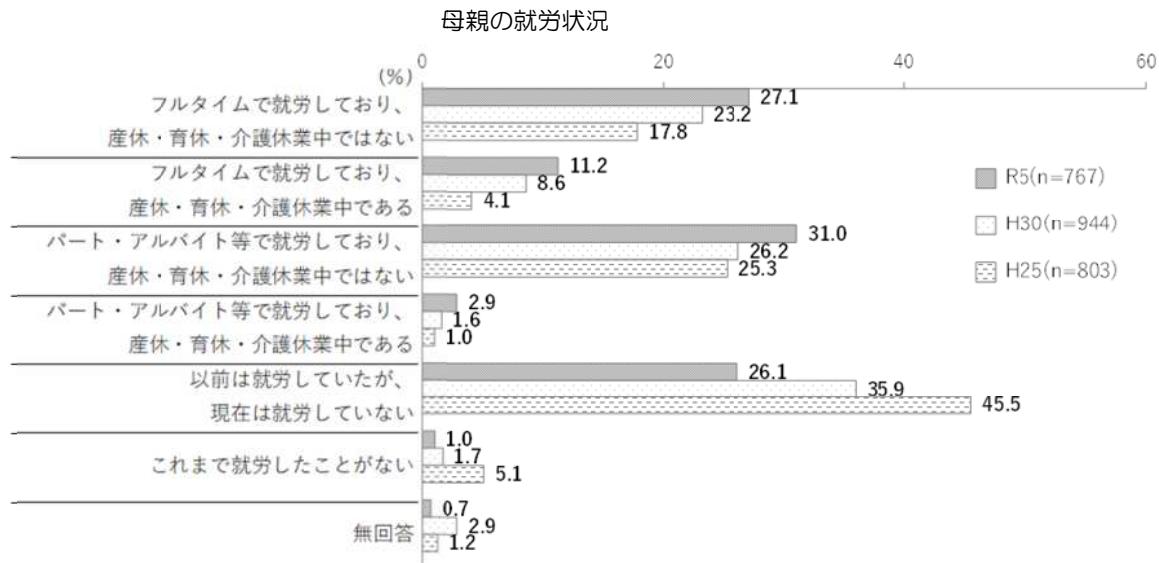
③子育てで感じていること

- 「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が 58.8%、「楽しみや喜びを感じることが多い」が 37.3%となっています。

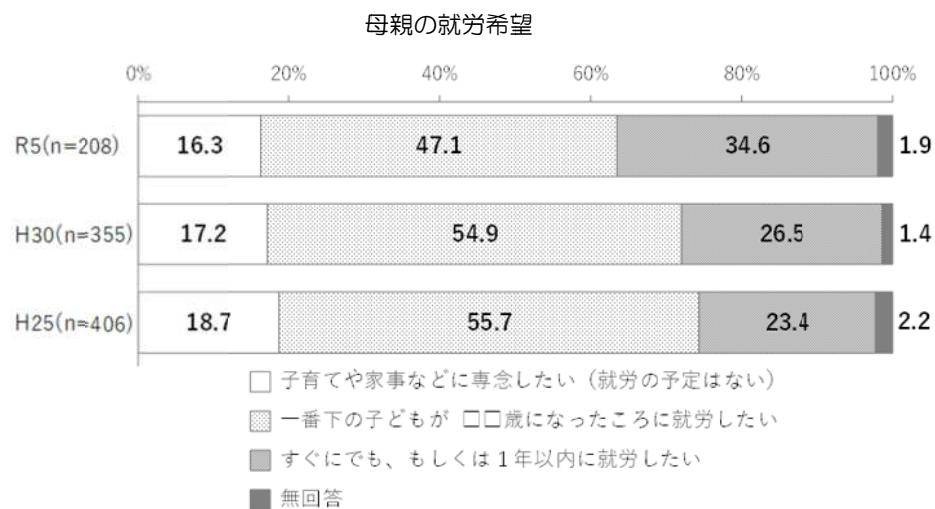


④母親の就労状況

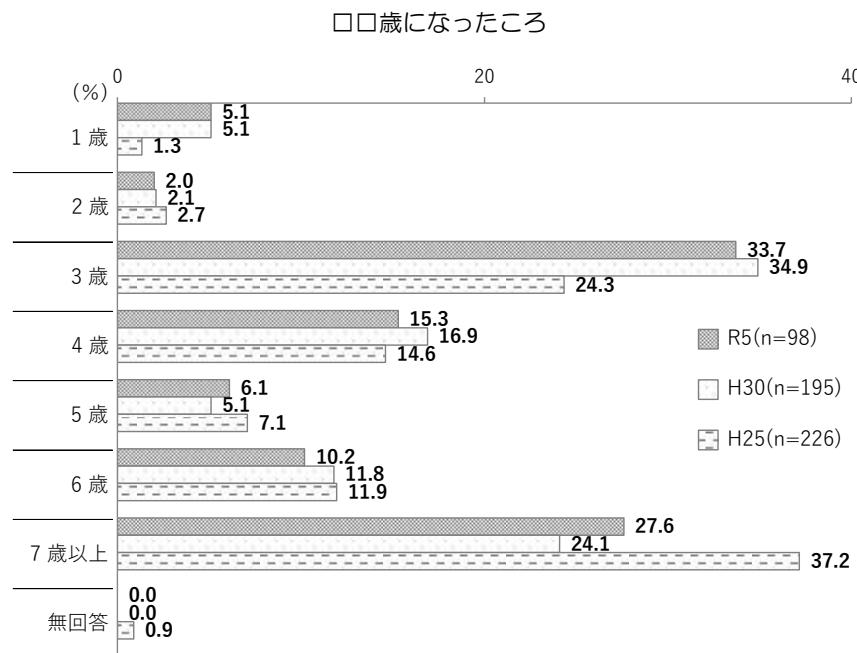
- ・「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.0%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.1%となっています。
- ・前回調査と比較して、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が9.8ポイント減少しています。



- ・「一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」が47.1%と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が34.6%となっています。
- ・前回調査と比較して、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が8.1ポイント増加しています。

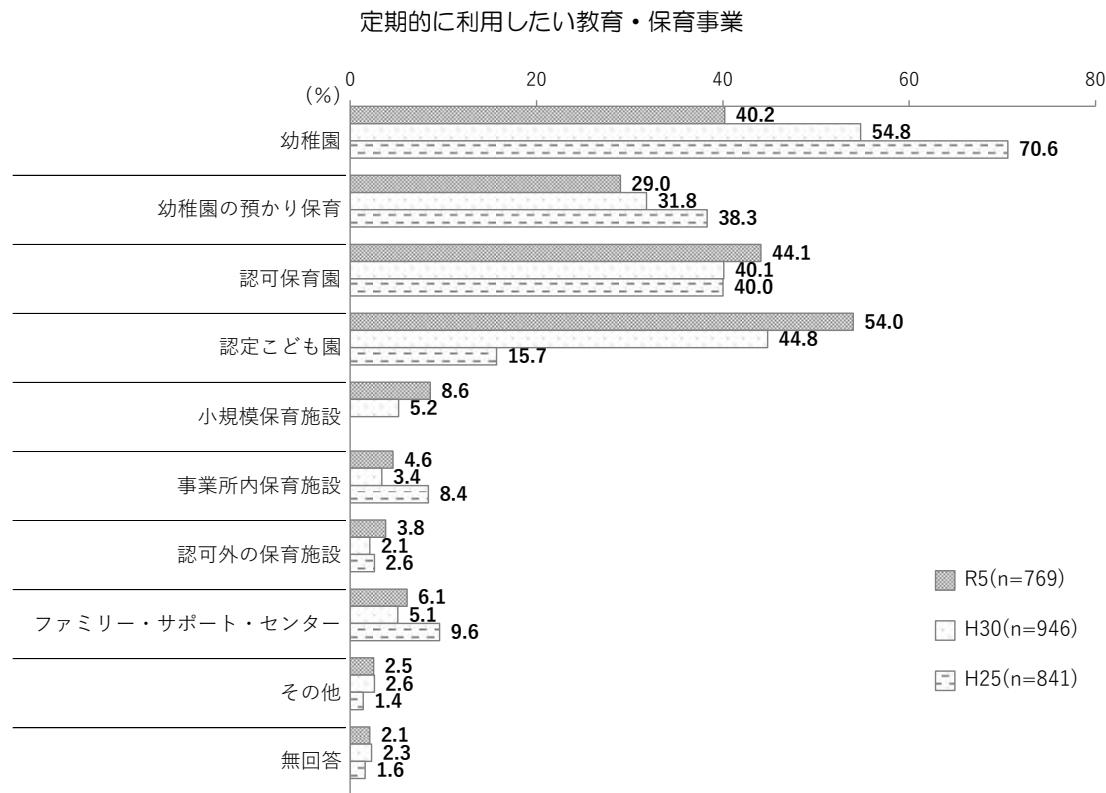


- ・「一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」と回答した方の□□歳の年齢は「3歳」が33.7%と最も多く、次いで「7歳以上」が27.6%、「4歳」が15.3%となっています。
- ・前回調査と比較して、大きな差はみられません。



⑤定期的に利用したい教育・保育事業

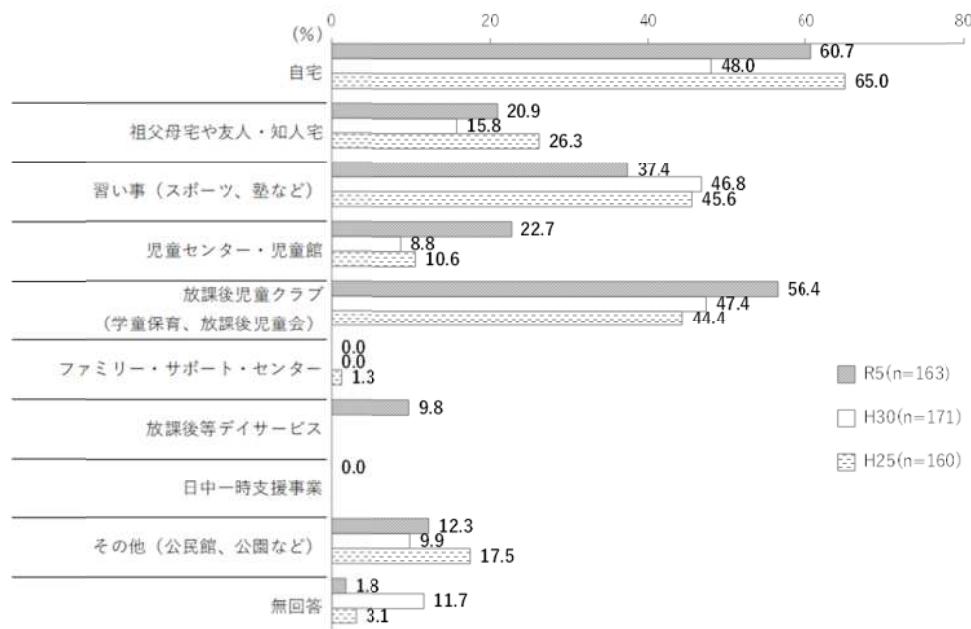
- 「認定こども園」が54.0%と最も多く、次いで「認可保育園」が44.1%、「幼稚園」が40.2%となっています。
- 前回調査と比較して、「幼稚園」が14.6ポイント減少しています。



⑥就学後の放課後に希望する居場所【1～3年生までの間】

- ・「自宅」が60.7%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が56.4%、「習い事」が37.4%となっています。
- ・前回調査と比較して、「児童センター・児童館」が13.9ポイント増加し、「自宅」が12.7ポイント増加しています。

就学後の放課後に希望する居場所 【低学年】

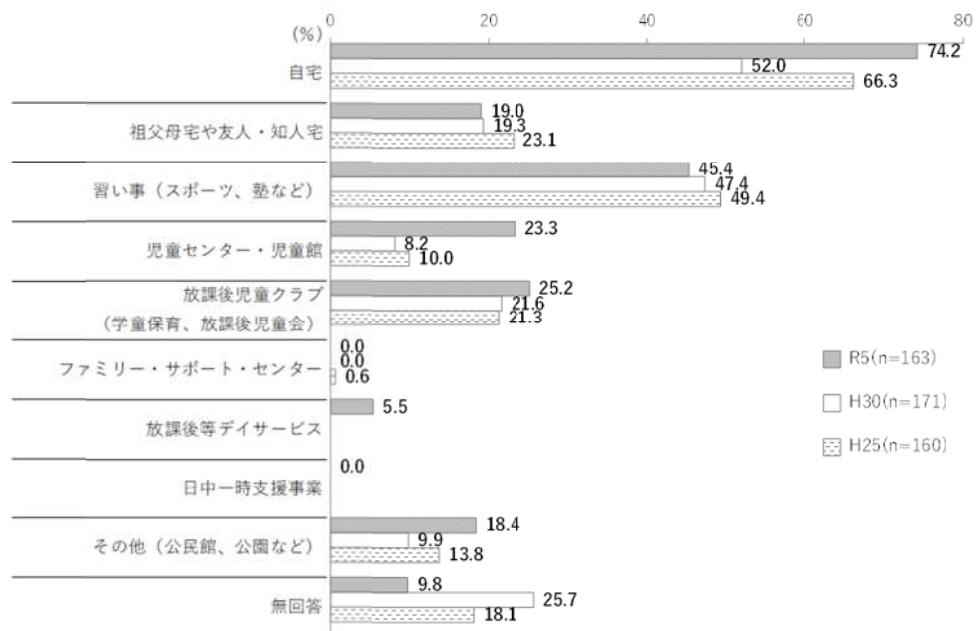


※「放課後等デイサービス」「日中一時支援事業」は新規の選択肢です。

⑥就学後の放課後に希望する居場所【4～6年生までの間】

- ・「自宅」が74.2%と最も多く、次いで「習い事」が45.4%、「放課後児童クラブ」が25.2%となっています。
- ・前回調査と比較して、「自宅」が22.2ポイント増加し、「児童センター・児童館」が15.1ポイント増加しています。

就学後の放課後に希望する居場所 【高学年】

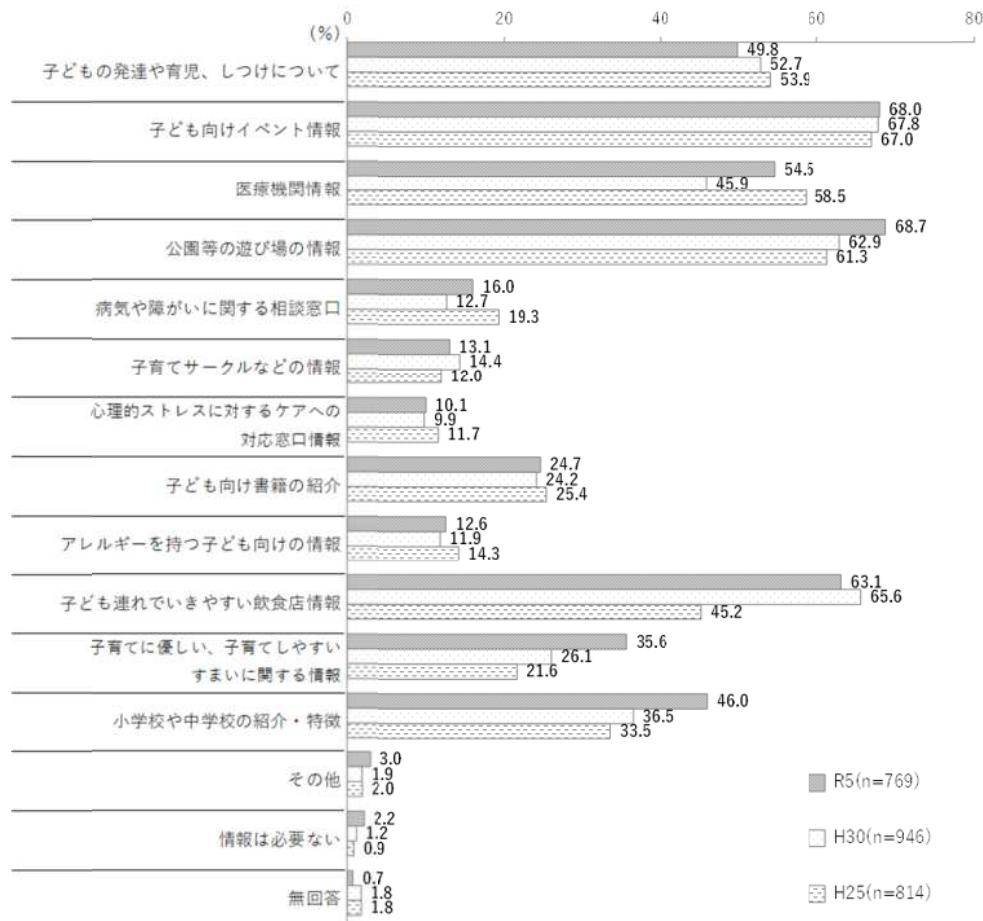


※「放課後等デイサービス」「日中一時支援事業」は新規の選択肢です。

⑦子育てに関して欲しい情報

- ・「公園等の遊び場の情報」が 68.7%と最も多く、次いで「子ども向けイベント情報」が 68.0%、「子ども連れでいきやすい飲食店情報」が 63.1%となっています。
- ・前回調査と比較して、「子育てに優しい、子育てしやすいすまいに関する情報」及び「小学校や中学校の紹介・特徴」が 9.5 ポイント増加しています。

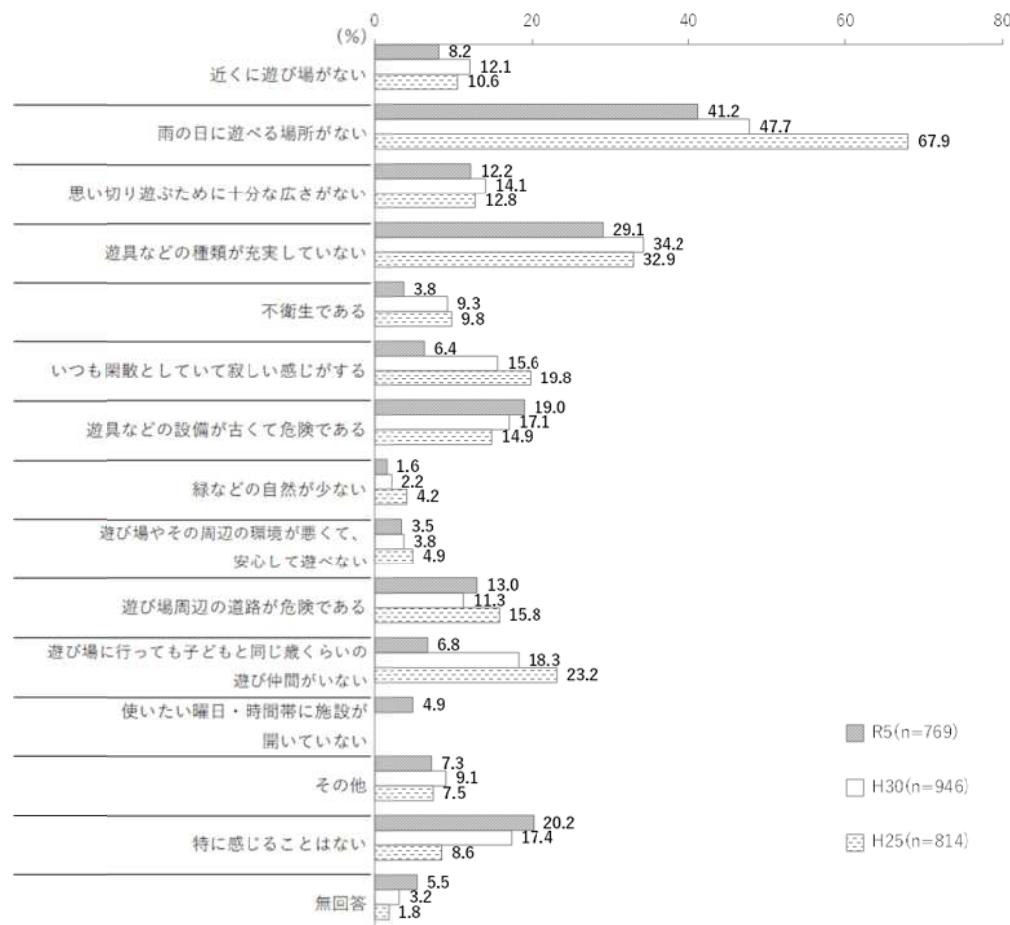
子育てに関して欲しい情報



⑧家の近くの遊び場について感じていること

- ・「雨の日に遊べる場所がない」が41.2%と最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が29.1%、「遊具などの設備が古くて危険である」が19.0%となっています。
- ・前回調査と比較して、「雨の日に遊べる場所がない」が6.5ポイント減少しています。

家の近くの遊び場について感じていること

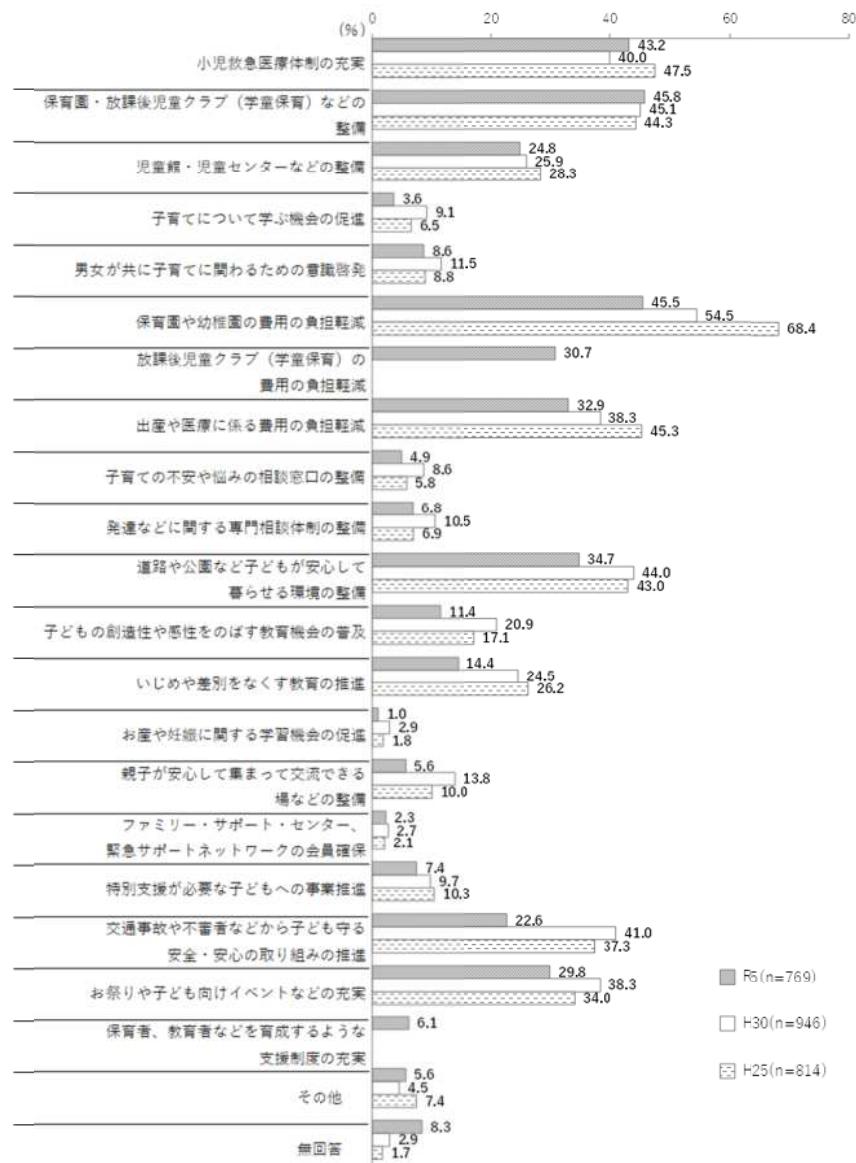


※「使いたい曜日・時間帯に施設が開いていない」は新規の選択肢です。

⑨子育てしやすいまちとなるために重要なこと

- ・「保育園・放課後児童クラブ（学童保育）などの整備」が45.8%と最も多く、次いで「保育園や幼稚園の費用の負担軽減」が45.5%、「小児救急医療体制の充実」が43.2%となっています。
- ・前回調査と比較して、「交通事故や不審者などから子どもを守る安全・安心の取り組みの推進」が18.4ポイント減少しています。

子育てしやすいまちになるために重要なこと



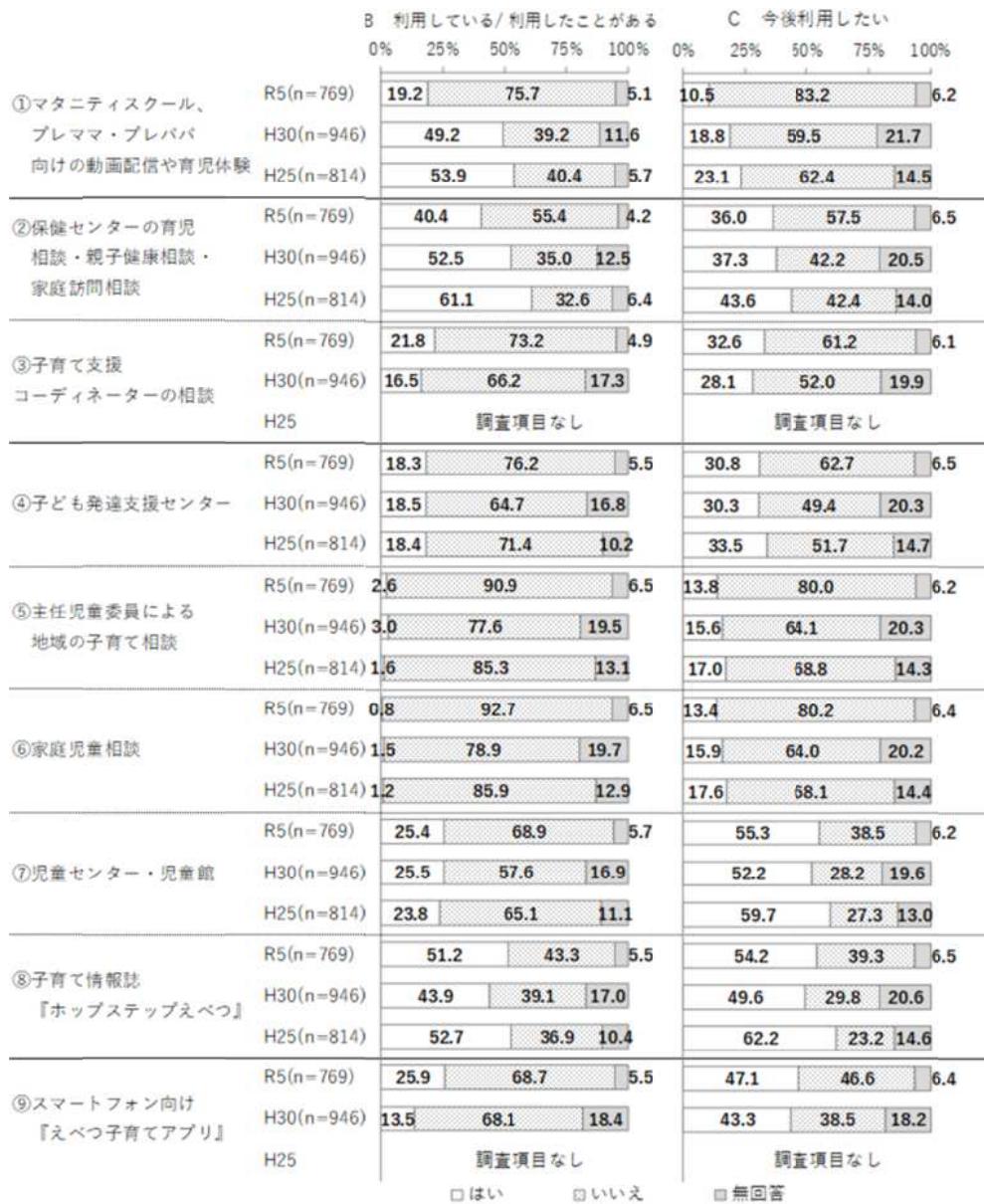
※「放課後児童クラブ（学童保育）の費用の負担軽減」「保育者、教育者などを育成するような支援制度の充実」は新規の選択肢です。
 ※「保育園や幼稚園の費用の負担軽減」「ファミリー・サポート・センター、緊急サポートネットワークの会員確保」は前回調査までと表現が異なります。

⑩子育て支援事業の利用状況等

【利用経験と利用希望】

- ・利用経験が低く、利用希望が高い事業は、利用が促進するものと考えられるため、利用しやすい環境を整備する必要があると思われます。

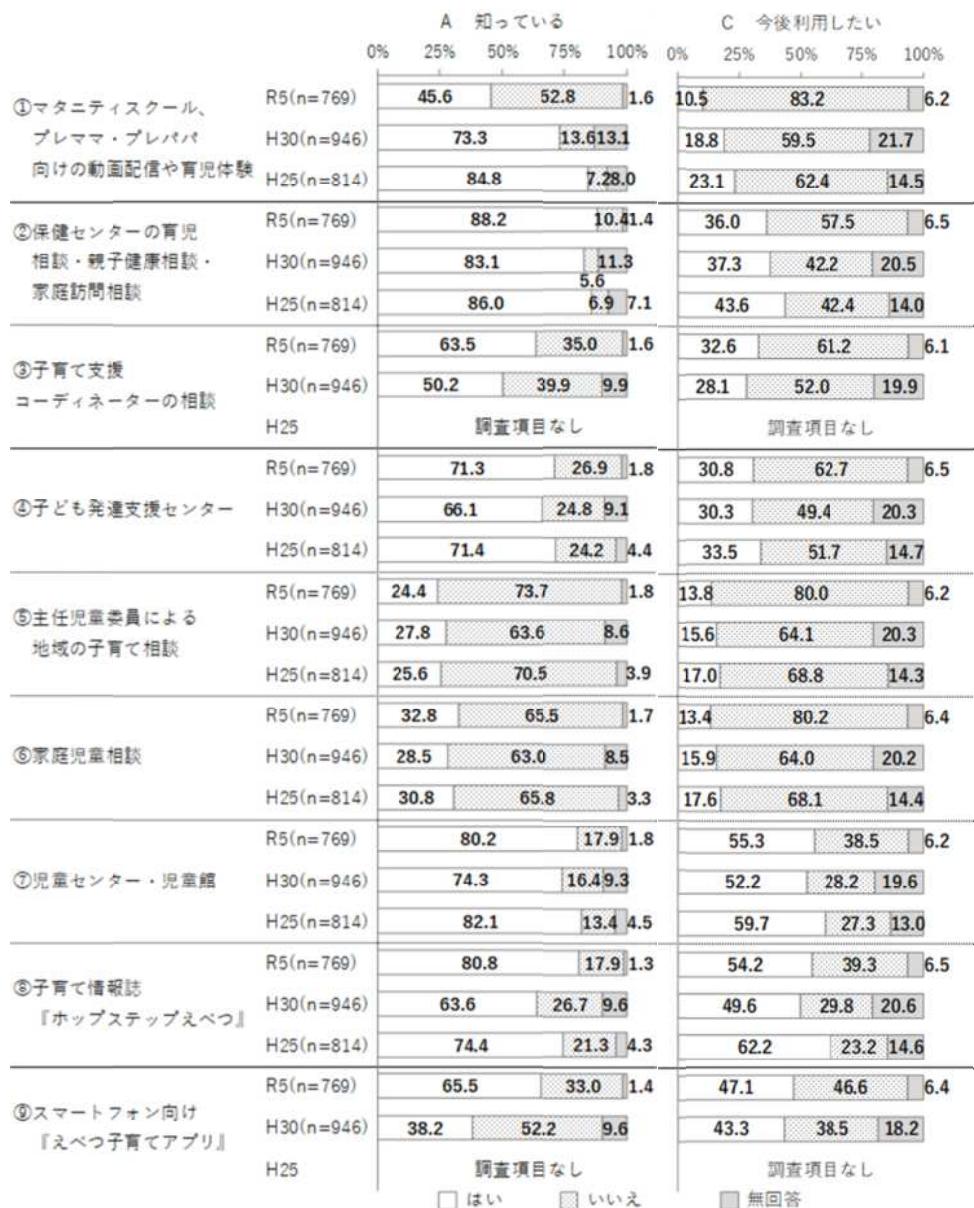
利用経験と利用希望



【認知度と利用希望】

- ・認知度が低く、利用希望が高い事業は、利用が促進するものと考えられるため、事業の情報発信をより進めることが必要だと思われます。

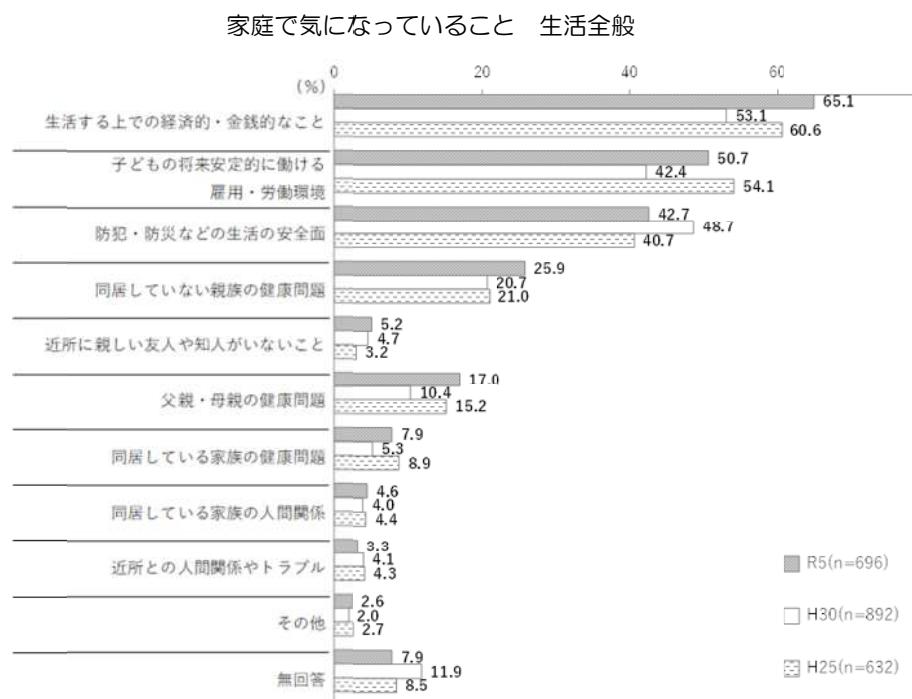
認知度と利用希望



(3) 小学生調査

①家庭で気になっていること【生活全般】

- 「生活する上での経済的・金銭的なこと」が65.1%で最も多く、次いで「子どもの将来安定的に働く雇用・労働環境」が50.7%、「防犯・防災などの生活の安全面」が42.7%となってています。
- 前回調査（H30）と比較して、「生活する上での経済的・金銭的なこと」が12.0ポイント増加し、「子どもの将来安定的に働く雇用・労働環境」が8.3ポイント増加しています。

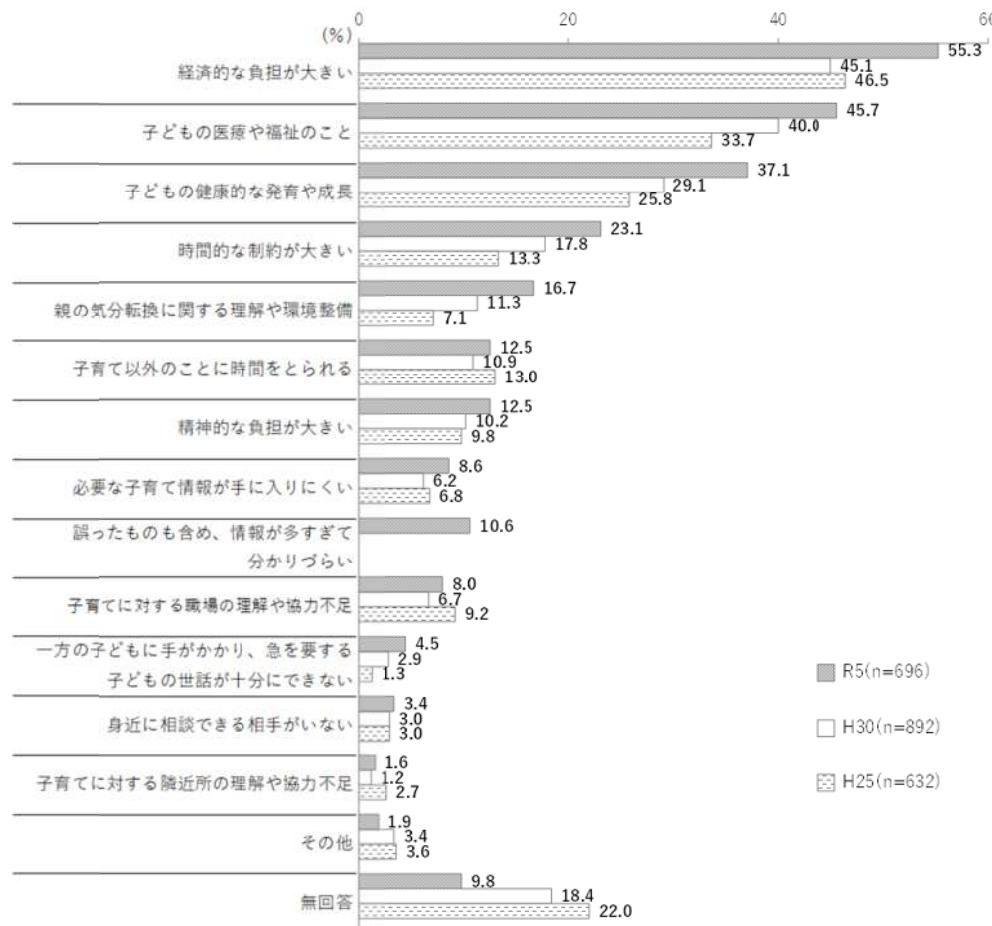


②家庭で気になっていること【子育て】

・「経済的な負担が大きい」が55.3%で最も多く、次いで「子どもの医療や福祉のこと」が45.7%、「子どもの健康的な発育や成長」が37.1%となっています。

・前回調査と比較して、「経済的な負担が大きい」が10.2ポイント増加し、「子どもの健康的な発育や成長」が8.0ポイント増加しています。

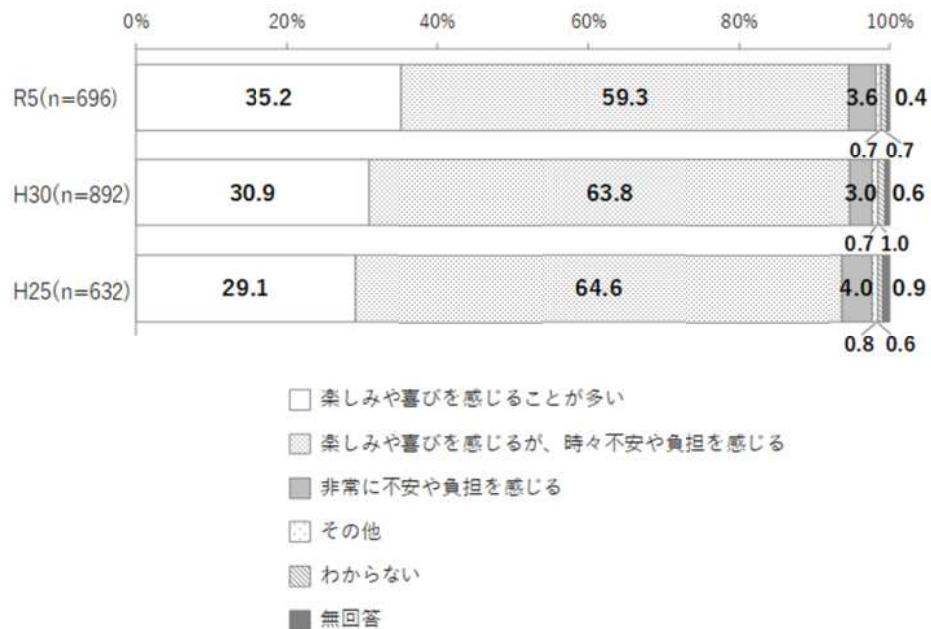
家庭で気になっていること 子育て



③子育ての感想

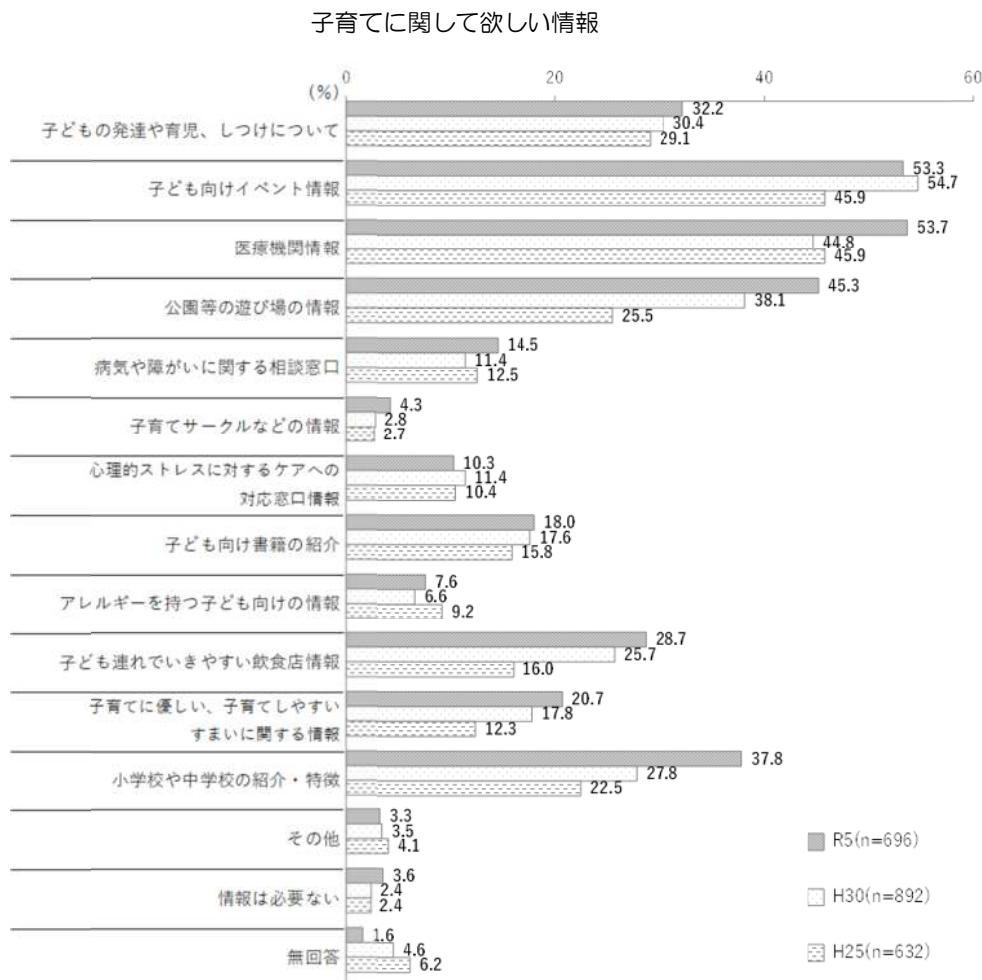
- ・「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が 59.3%、「楽しみや喜びを感じることが多い」が 35.2%となっています。

子育ての感想



④子育てに関して欲しい情報

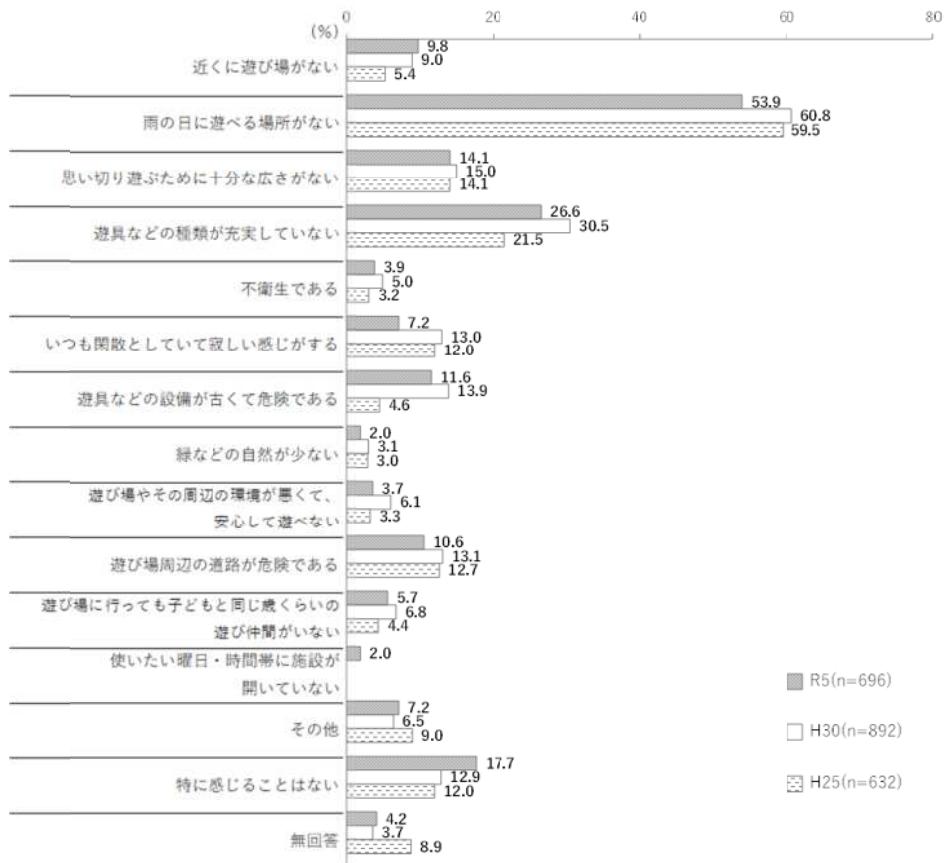
- ・「医療機関情報」が 53.7%と最も多く、次いで「子ども向けイベント情報」が 53.3%、「公園等の遊び場の情報」が 45.3%となっています。
- ・前回調査と比較して、「小学校や中学校の紹介・特徴」、「医療機関情報」、「公園等の遊び場の情報」が増加しています。



⑤家の近くの遊び場について感じていること

- ・「雨の日に遊べる場所がない」が 53.9%と最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が 26.6%、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が 14.1%となっています。
- ・前回調査と比較して、「雨の日に遊べる場所がない」、「いつも閑散としていて寂しい感じがする」が減少しています。

家の近くの遊び場について感じていること

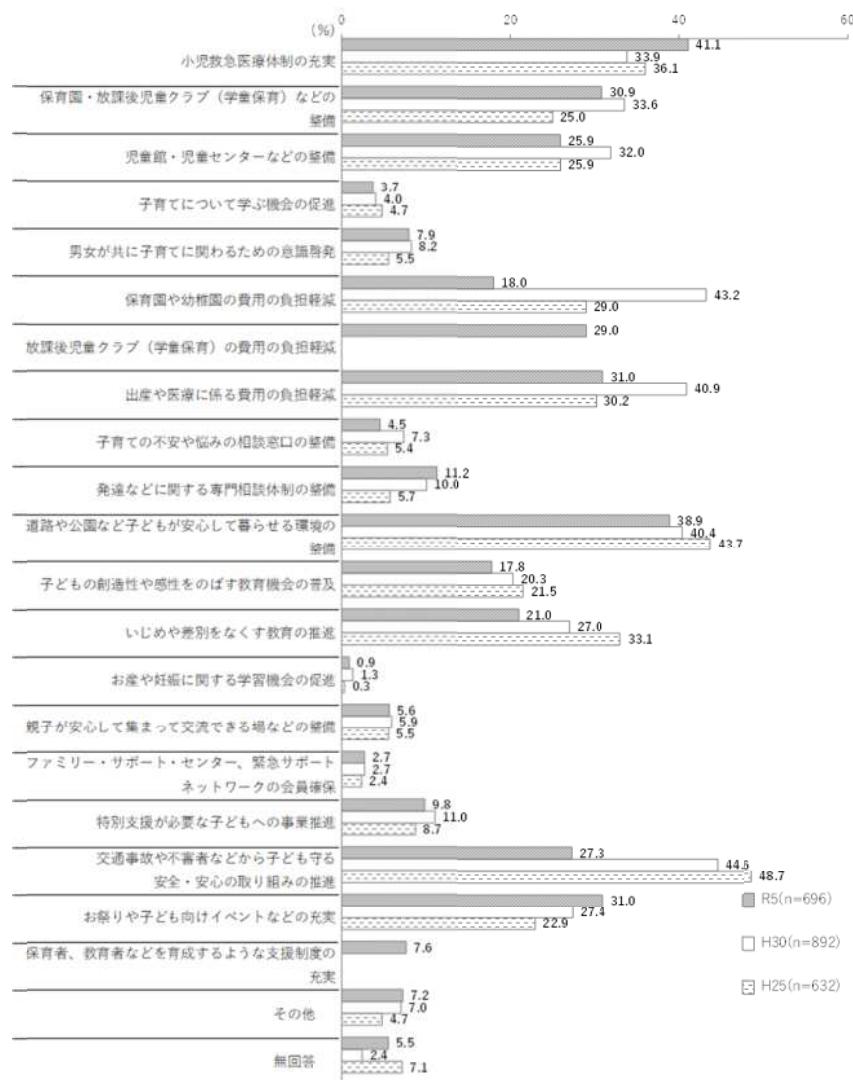


※「使いたい曜日・時間帯に施設が開いていない」は新規の選択肢です。

⑥子育てしやすいまちになるために重要なこと

- ・「小児救急医療体制の充実」が41.1%と最も多く、次いで「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が38.9%となっています。
- ・前回調査と比較して、「小児救急医療体制の充実」が7.2ポイント増加し、「保育園や幼稚園の費用の負担軽減」が25.2ポイント減少、「交通事故や不審者などから子どもを守る安全・安心の取り組みの推進」が17.3ポイント減少しています。

子育てしやすいまちになるために重要なこと



※「放課後児童クラブ（学童保育）の費用の負担軽減」「保育者、教育者などを育成するような支援制度の充実」は新規の選択肢です。

※「保育園や幼稚園の費用の負担軽減」「ファミリー・サポート・センター、緊急サポートネットワークの会員確保」は前回調査までと表現が異なります。

2 江別市子どもの生活実態調査・ヤングケアラー調査

(1) 調査の概要

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法	回収率
保護者	小学2年生、小学5年生、中学2年生、高校2年生相当の保護者	・市立小中学校に通う小学2年生、小学5年生及び中学2年生は各学校を通じて配付・WEB回収 ・市立小中学校以外に通う児童生徒、令和5年4月1日現在16歳(以下「高校2年生相当」という。)は郵送による配付・WEB回収	21.9% (配布数:3,975)
子ども	小学5年生、中学2年生、高校2年生相当の子ども		17.0% (配布数:3,023)

【調査期間】令和5年10月～11月

(2) 調査世帯の状況

- ・調査世帯の「家族形態」は、「両親世帯（核家族）」が多く、うち6.4%が「ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）」となっています。
- ・「家族の人数」は「4人」、「子どもの人数」は「2人」が最も多くなっており、年収が低い世帯ほど「1人」の割合が高くなっています。

(3) 子どもの教育

- ・『授業の理解度』について、全体では、「ほとんどわかる」「まあまあわかる」を合わせた理解度の高い割合が84.8%となっていますが、「ひとり親世帯」や年収の低い世帯では、「あまりわからない」の割合が高くなっています。
- ・高校2年生相当では、『授業の理解度』が高いほど、「進学希望」の割合が高くなっています。
- ・『就学援助』について、全体では、約9割が受けていないのに対し、「母子世帯」では、約6割が受けています。
- ・高校2年生相当の約7割が「進学希望」であり、うち約7割が「四年制大学」を希望しています。また、『場所』では、「母子世帯」や年収が低い世帯ほど「自宅から通える学校」の割合が高くなっています。

(4) 生活状況

- ・『子どもに関する施策の情報を得るための手段』については、前回と比較すると「SNS（LINEやX（旧Twitter）など）」が高くなっています。
- ・年収が低い世帯ほど、「毎日食べる」の割合が低くなっています。
- ・朝食を食べないほど、『授業の理解度』は低く、「インターネット上の友達」とよく話し、「自己肯定感」が低い傾向が見られます。
- ・「平日の放課後」については、「ひとり親世帯」や年収が低い世帯ほど、「塾や習い事」の割合が低く、「ショッピングセンターなど」の割合が高くなっています。

(5) 保護者の就労状況

- ・「母親」の就労状況は、約8割が何らかの就労をしており、正社員が約2割、パート等が約5割となっています。
- ・「母子世帯」の約4割がパート等の就労で、早朝や夜勤等の勤務形態の割合が高くなっています。
- ・「世帯年収」は、「両親世帯」の6割以上が500万円以上である一方、「母子世帯」の7割以上が400万円以下となっています。

(6) 経済状況

- ・「ローンや借金の状況」については、全体では、「住宅購入」や「自動車購入」の割合が高く、「ひとり親世帯」や収入が低い世帯では「生活費」の割合が高く、「母子世帯」では「借金返済」の割合も高くなっています。
- ・「子どもから見た家の暮らし向き」については、約2割が苦しいを感じており、収入が低い世帯ほどその割合が高くなっています。
- ・「母子世帯」や収入の低い世帯では、経済的理由で支払いや購入できなかった経験や子どもに病院を受診させなかった経験が「あった」割合が高くなっています。
- ・「母子世帯」や収入が低い世帯ほど、「民営賃貸」「公営賃貸」の割合が高くなっています。

(7) 悩みや相談

- ・保護者では「ひとり親世帯」や年収が低い世帯ほど、「相談する人はいない」の割合が高くなっています。
- ・保護者では、年収が高い世帯ほど、「悩みはない」の割合が高くなっています。
- ・子どもの相談相手は、「ひとり親世帯」や年収が低い世帯では、「親」より「学校の友達」の割合が高くなっています。

(8) 支援策と利用希望

- ・子育て支援環境の充実のために、望ましいと考えている支援策は、「進学にかかる費用負担の軽減」が73.5%と最も多く、次いで「放課後等に利用できる子どもの居場所」が9.8%、「子育てに関する情報が得られる場」が5.9%となっています。(1番目に選択した支援策)
- ・高校2年生が利用してみたい場所は「進学の際に利用できる返済不要の給付奨学金」が55.6%と最も多く、次いで「他者からの目線を気にしないで過ごすことができる場所」が50.8%、「家で勉強ができないとき、『家以外で』勉強ができる場所」が50.0%となっています。

(9) ヤングケアラー調査 ※子どものみ対象とした調査

- ・家族でお世話が必要な人が「いる」は約1割、「いない」は9割程度となっています。
- ・お世話を必要としていると回答した人(41人)では、「きょうだい」が16件で最も多く、次いで「祖母」が13件、「祖父」が6件となっています。
- ・お世話が必要な理由として、「祖母」では「高齢(65歳以上)」、「きょうだい」では「幼い」が最も多くなっています。
- ・家族にお世話が必要な人がいると回答した小学5年生(17人)では、自分自身がお世話をしていると回答した人が7人となっています。
- ・家族にお世話が必要な人がいると回答した中学2年生、高校2年生相当(計24人)では、「母親」が16人と最も多く、次いで「父親」、「自分」が10人、「きょうだい」が9人となっています。

3 江別市子ども・子育て会議

(1) 江別市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 3 日条例第 34 号

改正

令和 5 年 3 月 10 日条例第 1 号

令和 6 年 3 月 28 日条例第 6 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、江別市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子育て会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和5年3月10日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 江別市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順：敬称略)

	所属団体等	氏 名	備 考
1	北翔大学	石塚 誠之	
2	よつば保育園P T A	泉 考昌	
3	市民委員	岡 幸代	
4	江別市民生委員児童委員連絡協議会	金子 大吾	
5	江別青年会議所	久保 祐紀	
6	市民委員	久保田 直樹	
7	N P O 法人江別手をつなぐ育成会	齋藤 奈緒子	
8	江別市小中学校長会	佐藤 一希	
9	江別市私立幼稚園連合会(保護者代表)	鈴木 善大	
10	市民委員	高橋 祐子	
11	札幌学院大学	藤野 友紀	会長
12	江別市民間社会福祉施設連絡協議会	松本 和也	
13	江別市私立幼稚園連合会(事業者代表)	村山 昭二	副会長
14	江別市P T A連合会	八木橋 源	

※任期：令和5年11月1日～令和7年10月31日

(3) 計画策定の経緯

年 月 日		議 事
令和5年度	令和5年9月1日	<p>第1回子ども・子育て会議 【協議事項】 ① 江別市子どもの生活実態調査、ヤングケアラー調査の実施について</p>
	令和5年12月18日	<p>第2回子ども・子育て会議 【協議事項】 ① 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について</p>
	令和6年1月22日 ～2月2日	ニーズ調査の実施
	令和6年3月18日	<p>第3回子ども・子育て会議 【協議事項】 ① 第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の実績について ② 教育・保育施設に係る利用定員の設定及び確認について ③ 子どもの権利条例について</p>
令和6年度	令和6年4月22日	<p>第1回子ども・子育て会議 【報告事項】 ① 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果について</p>
	令和6年7月8日	<p>第2回子ども・子育て会議 【協議事項】 ① 家庭的保育園の認可・特定地域保育事業の利用定員の設定および確認について ② 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画素案について</p>
	令和6年8月7日	<p>第3回子ども・子育て会議 【協議事項】 ① (仮称) 江別市子どもが主役のまち宣言について</p>

年 月 日	議 事
令和6年8月27日	<p>第4回子ども・子育て会議 【協議事項】 ①（仮称）江別市子どもが主役のまち宣言（案）について</p>
令和6年10月3日	<p>第5回子ども・子育て会議 【協議事項】 ①家庭的保育事業等の認可・特定地域型保育事業の利用定員設定及び確認について ②第3期江別市子ども・子育て支援事業計画素案について</p>
令和6年10月29日	<p>第6回子ども・子育て会議 【協議事項】 ①江別市子どもが主役のまち宣言（案）に対する意見公募の結果について ②教育・保育施設に係る利用定員の設定及び確認について ③第3期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）量の見込みについて</p>
令和6年11月19日	<p>第7回子ども・子育て会議 【協議事項】 ①第3期江別市子ども・子育て支援事業計画素案について ②第3期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）について</p>
令和6年12月9日 ～令和7年1月9日	<p>パブリックコメントの実施</p>
令和7年1月27日	<p>第8回子ども・子育て会議 【協議事項】 ①第3期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について</p>

4 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）市民意見募集結果について

（1）市民意見募集の結果概要

■意見の募集結果

募集期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
提出者数	名
提出件数	件

■意見の反映状況

区分	内容	件数
A	意見を受けて案に反映したもの	
B	案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	
C	案に反映していないが、今後の参考等とするもの	
D	案に取り入れなかったもの	
E	その他の意見	
合計		

■いただいたご意見の内容等（提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。）

○第3期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）について

連番	意見の内容	市の考え方	区分

5 用語説明

【あ行】

■ 頂かり保育

幼稚園で通常の教育時間とは別に、その前後などに行う保育事業。

■ 育児休業

仕事と子育てとの両立が図られるよう、子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、2歳）になるまで、休業できる制度のこと。休業のほか働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限制度、勤務時間の短縮などの制度がある。

■ インクルージョン

社会的に弱い立場にある人々も誰一人取り残さず、すべての人が地域社会に参加し、共に生きていくという理念。

■ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネット上で様々な人々と交流できるサービスの総称。

■ NPO（民間非営利組織：Non-Profit Organization）・NPO法人

NPOとは、ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、市民活動を行う組織・団体のことをいい、そのうち特定非営利活動促進法に基づき認証された「特定非営利活動法人」を通称でNPO法人という。

【か行】

■ カウンセラー（臨床心理士）

臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人の心の悩みや問題を軽減したり解決する心の専門家。

■ 核家族

夫婦とその子どもだけから成る「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「父親又は母親と子ども」の世帯のこと。

■ 家庭児童相談員

子どものしつけ・言葉の遅れ・成長発達・心身の問題・非行・いじめ・不登校など、18歳未満の子どもの問題について相談を受ける職員。

■ 家庭児童対策地域協議会

虐待及び暴力を受けている要保護児童（虐待及び暴力を受ける可能性のある児童も含む）並びに配偶者に対して関係機関・団体がネットワークを組み、共通の認識を持ちながら連携するために設置された会議。虐待等の要保護児童の情報を収集し、発生予防、早期発見、早期対応を行う。

■ 合計特殊出生率

合計特殊出生率＝（母の年齢別出生数÷年齢別女子人口）の 15 歳から 49 歳までの合計。15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

■ 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

保育士等の専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等に対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設。

■ 子ども

本計画で「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」をいい、満 18 歳未満の者をいう。

■ こども家庭センター

こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う。

■ こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行された。

■ 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）により市町村への設置が規定された（努力義務）ことから、条例に基づいて設置された附属機関のこと。

■ 子ども・子育て関連 3 法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

■ 子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■ 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」を元にした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。平成 27 年度からスタート。

■ 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境の保障等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律。

■ こども大綱

これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

■ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備することを目的に、0歳6か月から3歳未満の未就園児（保育所等に通っていない子ども）が、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず、保育所等を利用できる制度です。

■ 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

18歳未満の子どもが権利をもつ主体と位置づけ、基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効された。日本は1994年に批准した。

【さ行】

■ 児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉によるおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

■ ジモガク

江別市と空知管内7つの市町を含めた広域連携事業。江別市内の4つの大学の学生が地域イベントや企業訪問の参加を通じ、地域の魅力を知り、就職や定住につなげる取組。

■ 少子高齢化

出生率の低下と平均寿命の伸びによって、若年者の数と人口に占める割合が低下する「少子化」と、高齢者の数と人口に占める割合が上昇していく「高齢化」が同時に進行していくこと。

■ 食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組、さらには農業との関係を学ぶこと。平成17年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定が設けられている。

■ スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門家のこと。

■ 生活習慣病

不適切な食事や喫煙・飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称。

【た行】

■ 待機児童

認可保育園への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない子どものうち、入園可能な保育園があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者を除いた子どもの数。

■ 男女共同参画

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切にし、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。

■ 地域型保育事業

概ね19人以下の少人数で2歳児までの受入れを行う保育事業をいい、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育がある。

■ 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する幼稚園、保育園、認定こども園のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

■ 特定妊婦

出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

■ ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為。

【な行】

■ ニート

就学・就労・職業訓練のいずれにも就いてない、就こうとしない、15～34歳までの若者のこと。

■ 認定こども園

保育園や幼稚園における小学校就学前の子どもに対する保育又は教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設のこと。3歳以上の場合、親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

■ ネット依存・ゲーム依存

勉強や仕事、体や心の健康などよりもインターネット（ゲーム）の使用を優先してしまい、自分の意志でコントロールできない状態のこと。

【は行】

■ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

■ 保育園

子どもの保護者が、就労などの理由により、日中家庭で子どもを保育できない場合、保護者の申し込みを受けて保育する施設。

■ 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、保護者の就労状況などの客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組。

【や行】

■ ヤングケアラー

病気や障がいのある家族・親族の介護などで忙しく、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなかったりする未成年又は未成年時代にそのような状況にあった人たちのこと。

■ 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月に開始された、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までのすべての子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償になる国の制度。

■ 幼稚園

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

【ら行】

■ 労働人口

生産年齢人口（15～64歳人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数。就業者と完全失業者（仕事がない、仕事を探しており、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。いわゆる専業主婦等は含まない。

【わ行】

■ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

第3期江別市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集 江別市子ども家庭部

発行 江別市

住所 〒067-8674 江別市高砂町6番地

**TEL : 011-382-4141 (代表) 内線 2661
011-381-1408 (直通)**

FAX : 011-381-1070

e-mail : kosodate@city.ebetsu.lg.jp